



富山県信用組合

D
I
S
C
L
O
S
U
R
E

K E N S H I N
D I S C L O S U R E

けんしんNOW

2025

経営理念

お客さまの繁栄と地域社会の発展に貢献する。
経営の健全性を堅持し効率的経営に徹する。
人材を育成し活力ある明るい職場をつくる。

行動指針

- ・私たちは、相互扶助を基本理念とする協同組織金融機関としての原点を忘れず、地域密着型活動の徹底を図り、お客様から選ばれる金融機関をめざします。
- ・私たちは、法令や社会的規範を遵守し、効率的経営に徹するとともに収益確保を図り、より健全な金融機関をめざします。
- ・私たちは、豊かな人間性にあふれ、お客さまから信頼される職員の育成と職場の活性化に努めます。



富山県信用組合の概要

本部所在地	〒939-1371 砺波市栄町5番26号 TEL 0763-33-3351
本店所在地	〒930-0084 富山市大手町3番5号 TEL 076-421-5541
創業	昭和26年
預金残高	1,019 億円
貸出金残高	520 億円
出資金	29 億 65 百万円
組合員数	21,254 人
常勤役職員数	87 人
店舗数	10店舗

(令和7年3月31日現在)

目次

ごあいさつ	2
存在意義・中期経営計画・令和5年度事業概要	3
地域社会への貢献	5
コンプライアンス・リスク管理態勢	8
総代会制度について	12
店舗一覧、ATM、営業地域一覧、当組合のあゆみ	17
営業のご案内	19
資料編	
経営の状況	23
自己資本比率規制	31

ごあいさつ



組合員の皆様には、日頃より富山県信用組合に格別のご愛顧、お引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、令和6年度（第74期）の業績及び経営の状況をご報告し、私どもの取組みについてご理解を深めていただくために「けんしんNOW2025」を作成いたしました。ご高覧いただき、ご理解をより一層深めていただければ幸いに存じます。

令和6年度は、コロナ渦を乗り越え回復基調を維持、社会経済活動が正常化の道を歩み始めた1年となり、インバウンド需要の回復が見られるとともに、30年ぶりとなる高水準の賃上げ等による個人消費の回復や企業の高い投資意欲を反映して緩やかに回復してきています。

一方で、信用組合の主たる取引先である中小規模事業者の方々を取り巻く環境は、依然としてコロナ渦の影響が色濃く残り、加えて物価高や賃上げによるコスト増、深刻な人手不足、価格転嫁の遅れなど経営課題は多く、厳しい経営環境が続きました。

また、日本銀行は金融緩和の柱としてきた「マイナス金利政策」を解除し、およそ17年ぶりに利上げを実施したため、2013年4月以来の大規模な金融緩和政策の転換期を迎え、金融機関は金利のある世界への対応が必要となりました。

こうしたなか、けんしんは組合員、取引先の事業継続、発展に向けて外部機関などとも連携し、経営改善支援への取組みやプロパー融資、弾力的な条件変更等による資金繰り支援など、ニーズや課題に応じた金融仲介機能の発揮に努めてきました。また個人のお客様に対しては、ライフステージに応じた各種ローン、預金等のご提案など、皆様の生活に寄り添った活動や職域への深耕を行ってきました。

令和6年度の当組合決算につきましては、金融機関の本来業務から生じるコア業務純益については2億42百万円、当期純利益は1億78百万円と前期実績、計画ともに上回る事ができました。また財務の健全性を示す自己資本比率につきましては0.29ポイント低下の9.91%となっております。

令和7年度は相互扶助の理念を基本とする信用組合の原点に立ち返り、一番身近な金融機関として組合員や取引先の皆様に寄り添い、金融サービスや暮らしの課題へ適切なサポートを通じて「お客さまの繁栄と地域経済の活性化、地域社会の発展」に寄与してまいります。

皆様方におかれましては、引き続き力強いご支援、ご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和7年7月

理事長 飯田裕彦

存在意義（パーパス）

「一番近くで ささえる 夢かなえる」

けんしんは、地域の最も身近な金融機関として、常にお客様に寄り添いながら、暮らしや事業をお支えし、お客様の夢・希望・挑戦をかなえるために存在しています。

中期経営計画（令和6年度～令和8年度）

富山県信用組合（けんしん）は、令和6年4月からの3か年計画を策定しております。私たちは今後とも、地域の発展に資する取組を一層充実・強化してまいります。

重点経営指標



重点取組施策

収益力の強化	<ul style="list-style-type: none">●先数・取引基盤の拡大への戦略●法人、個人事業主への戦略	<ul style="list-style-type: none">●個人への戦略●役務取引の強化への戦略
経営基盤の充実	<ul style="list-style-type: none">●営業推進体制の強化●経営の効率化●人材の活用と育成	<ul style="list-style-type: none">●資金運用収益の安定化●財務内容の健全化●各種施策の進捗管理
地域への貢献	<ul style="list-style-type: none">●「けんしんSDGs宣言」の実践●店舗スペースの活用	

令和6年度事業概要

当組合は、「地域に密着したけんしん」を目指し、地域密着型金融推進計画を推進する一方、リスク管理態勢の強化、収益性の向上等、経営の健全性の確保に取り組んでまいりました。

●預金・積金

末残は前期比95.3%の1,019億24百万円となり、期中平残については96.2%の1,082億58百万円となりました。

●貸出金

末残は、前期比98.2%の520億27百万円となり、期中平残については99.8%の531億56百万円となりました。

●利益・配当金

収益面では、資金運用収益の増加により、コア業務純益は前期比65百万円増加の2億42百万円となり、当期純利益は、前期比23億8百万円増加の1億78百万円となりました。

また、出資に対する配当につきましては、年0.25%の割合で実施いたしました。

●自己資本比率

財務の健全性を示す自己資本比率は、9.91%と前期と比べて0.29ポイント低下しました。

主要な経営指標の推移

主要な経営指標の推移

(単位：百万円)

区分	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益		1,262	1,365	1,257	1,219	1,416
業務純益(損失)		△5	188	△184	△1,122	78
経常利益(損失)		△274	119	△421	△1,888	168
当期純利益(損失)		△246	64	△465	△2,129	178
預金積金残高		112,858	109,771	107,812	106,975	101,924
貸出金残高		53,863	53,419	53,683	52,981	52,027
有価証券残高		35,974	35,266	33,445	25,335	23,444
総資産額		121,151	118,780	111,264	112,292	106,729
純資産額		3,859	3,224	1,872	4,374	4,327
自己資本比率(単体)		7.89%	8.04%	7.20%	10.20%	9.91%
出資総額		1,487	1,470	1,445	3,093	2,965
うち普通出資総額		1,487	1,470	1,445	1,343	1,215
うち優先出資総額		—	—	—	1,750	1,750
出資総口数		2,974千口	2,940千口	2,891千口	3,037千口	2,780千口
うち普通出資口数		2,974千口	2,940千口	2,891千口	2,687千口	2,430千口
うち優先出資口数		—	—	—	350千口	350千口
出資配当金		15(1.00%)	14(1.00%)	—	—	7
うち普通出資に対する配当金		—	—	—	—	3(0.25%)
うち優先出資に対する配当金		—	—	—	—	3(0.11%)
職員数		119人	109人	104人	104人	87人

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。
2. 職員数は、常勤役員と嘱託が含まれております。

預金・貸出金の推移

金額(単位:百万円)



自己資本額・自己資本比率の推移

金額(単位:百万円)



業務純益・当期純利益の推移

金額(単位:百万円)



■法定監査の状況

通常総代会に提出される「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分案」につきましては、「協同組合による金融事業に関する法律」第5条の8第3項の規定に基づき、河村公認会計士事務所 公認会計士 河村拓栄氏の監査を受けております。

■代表理事による財務諸表の適正性・有効性の確認

私は、当組合の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第74期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和7年6月19日

富山県信用組合 理事長

飯田裕彦

当組合では、令和6年度においても地域密着型金融の推進を恒久的な取り組みとして捉えて、中小企業金融の円滑化と地域経済の活性化に取り組んでまいりました。

1. 地域に貢献する信用組合の経営姿勢

当組合は、富山県内を営業地区とし、富山市・高岡市・射水市・砺波市・南砺市に店舗を配置し、地域の皆さまが組合員となって、お互いに助け合い、発展していくという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組織金融機関です。

お客さま一人ひとりの顔が見えるキメ細かな取引を基本としており、常にお客さまの事業の発展や生活の質の向上に貢献するため、お客さまの利益を第一に考えることを活動の基本としております。

また、地域社会の一員として、当組合の経営資源を活用し、地域社会の生活の質や文化の向上に積極的に取り組んでおります。

2. 預金を通じた地域貢献

当組合は、地域の皆さまからお預りした大切なご預金は、厳正かつ公正な審査に基づき、地域の皆さまへ積極的にご融資し、お客さまおよび地域社会の健全な発展のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地域の皆さまとの強い絆とネットワークを形成し、金融機能の提供に止まらず、地域文化発展といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に取り組んでおります。

3. 融資を通じた地域貢献

●貸出金の利用状況

7年3月末の貸出金の利用状況は、個人向け融資97億円、事業性融資353億円、地方公共団体69億円のご利用をいただいております。

●貸出金使途の利用状況

7年3月末の貸出金の使途別利用状況は、設備資金195億円、運転資金324億円のご利用をいただいております。

●富山県信用保証協会の取扱状況

富山県信用保証協会の取扱状況は、令和6年度新規実行として、136件820百万円のご利用をいただき、残高は105億円となっております。

●住宅ローン・消費者ローンの利用状況

令和6年度は、住宅ローン14件306百万円、消費者ローン307件602百万円の新規ご利用をいただいております。

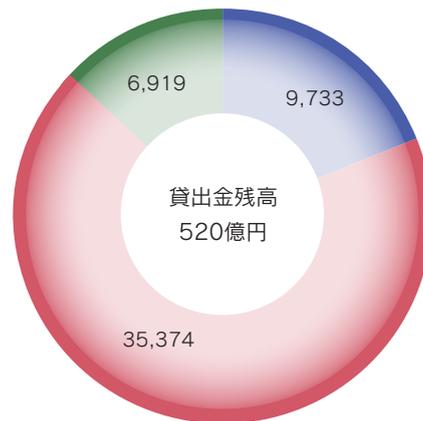
富山県は全国でも持ち家率が高いことから、住宅ローンは低金利商品を推進しており、残高は5,851百万円となっております。

●奨学ローンの利用状況

富山県は、全国でも大学進学率が高いことから、奨学ローンは低金利商品を推進しており、令和6年度新規実行として、16件39百万円のご利用をいただいております。

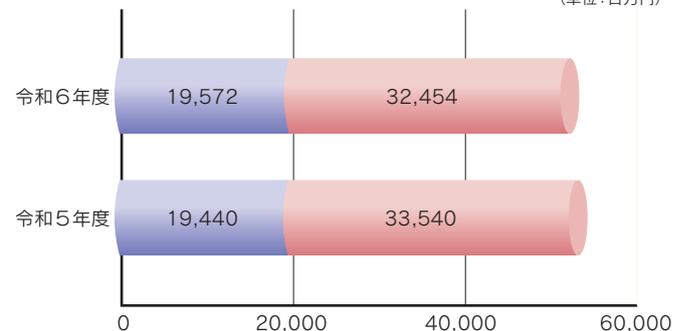
貸出金の内訳 (令和7年3月末現在)

(単位:百万円)



貸出金使途の内訳 (令和7年3月末現在)

(単位:百万円)



4. お取引先への支援状況等

当組合は、ウイズコロナ・アフターコロナを見据えつつ、地域経済の活性化に向けて、お客さまの支援強化を図るため、新たな価値創造、事業の再構築を目指す取引先への各種補助金・助成金情報の提供や申請支援等による経営改善支援、販路拡大支援、創業支援、事業継承支援などに取り組んできております。

また、外部リソースの活用に向け、平成29年度からは第一勧業信用組合(東京)との連携協定、富山労働局との連携協定、富山県中小企業家同友会との連携協定、リンカーズ株式会社との業務提携に関する協定、株式会社北陸カードとの連携協力などを進めてまいりました。

●創業・新事業支援への取組み

当組合では、営業店の「創業・新事業・経営相談窓口」により、19先の創業・新事業支援を行っております。

●取引先に対する経営相談・支援の取組み

当組合では、お取引先に対し、経営改善に向けた相談・指導を行っております。6年度は、個人事業者も含めて期初23先の支援に努めました。

●経営改善支援の取組状況

[5年度(5年4月～6年3月)]

(単位：先)

		期初債務者数 (令和5年4月)	うち経営支援 取組先	令和6年3月末の 債務者区分上昇先数	令和6年3月末の 債務者区分不変先
正	常	1,163	—	—	—
要 注 意 先	うちその他要注意先	104	12	—	12
	うち要管理先	2	—	—	—
破	綻	40	14	—	14
実	質	49	—	—	—
破	綻	16	—	—	—
合	計	1,374	26	—	26

[6年度(6年4月～7年3月)]

(単位：先)

		期初債務者数 (令和6年4月)	うち経営支援 取組先	令和7年3月末の 債務者区分上昇先数	令和7年3月末の 債務者区分不変先
正	常	990	—	—	—
要 注 意 先	うちその他要注意先	198	10	1	9
	うち要管理先	4	—	—	—
破	綻	59	13	—	10
実	質	47	—	—	—
破	綻	19	—	—	—
合	計	1,317	23	1	19

(注) 債務者数、経営支援取組先は、取引先企業（個人事業主を含む）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含めておりません。

5. 地域サービスの充実

●顧客の組織化とその活動状況

各店では、「けんしん会」を結成して、交流を深めております。

●けんしん立山倶楽部

当組合では、平成27年12月1日に顧客(組合員)サービス向上と地域再生・活性化に向けた地域密着型金融の取組強化の施策として、「けんしん立山倶楽部」を設立しました。

当組合と取引のあるお客さまが、お申し出により倶楽部会員となり、ファミリー店での利用に際し、さまざまな優待サービスを受けることができます。

令和7年3月末現在で、倶楽部会員数が4,087名、ファミリー店は200店舗となっております。

6. 文化的・社会的貢献に関する活動

●献血運動の実施

社会貢献活動の一環として全店で14名の役職員が献血を行っております。

●社会福祉団体への寄付

「しんくみピーターパンカード」利用手数料の一部を社会福祉団体に寄付をしております。

●地域の人づくりへの貢献

「けんしん SDGs 宣言」の取組みの一環として、高校生への入学金・授業料等の振込手数料無料化を行っております。

適切な勧誘・募集について

●金融商品に係る勧誘方針

当組合は、金融商品の販売等に関する法律に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正な確保を図ります。

1. お客様の知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を終結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明を行います。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。
その際、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。
3. 誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し不確実なことを断定的に申しあげたり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような勧誘は行いません。
4. 良識を持った節度ある行動により、お客様の信頼の確保に努め、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 役職員に対する組合内研修を充実し、金融商品に関する知識の習得を図るとともに、適切な勧誘が行わ

れるよう、内部管理体制の強化に努めます。

※金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、窓口までお問い合わせください。

●金融商品取引法

金融・資本市場をとりまく環境の変化に対応し、利用者保護ルールの徹底と利用者利便の向上、「貯蓄から投資」に向けての市場機能の確保および金融・資本市場の国際化への対応を図ることを目指し、平成19年9月30日に施行されました。この法整備の具体的な内容は、大きく分けて4つの柱からなっています。

投資性の強い金融商品に対する横断的な投資者保護法制（いわゆる投資サービス法制）の構築

開示制度の充実

取引所の自主規制機能強化

不公正取引等への厳正な対応

当組合は、金融取引業者として、行為規制などの法令を遵守し、顧客説明の充実を図ってまいります。

経営者保証への対応方針

当組合は、経営者保証の課題に適切に対応するため、経営者保証に関するガイドライン研究会（事務局：全国銀行協会及び日本商工会議所）が公表（平成25年12月5日）した「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」を自発的に尊重し、遵守するための態勢整備を通じて、その弊害の解消に努めます。

今後、お客様と保証契約を締結する場合、また、お客様の保証人よりガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、ガイドラインに基づき、誠実に対応し、取引先との継続かつ良好な信頼関係の構築・強化に努めてまいります。

○経営者保証ガイドラインの取り組み

当組合では、本ガイドラインに基づき、一定の要件にあてはまるお客様については、「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針を説明し、保証の免除、もしくは保証の減額を検討しています。

主な要件

- 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
- 法人と経営者個人の間には貸し借りが無く、給与や報酬が適切である。
- 法人のみで、借入を返済するだけの十分な収益力がある。

○法人から適時・適切に決算内容や財務情報が提供されている。

○取り組み状況

	令和6年度
新規に無保証で融資した件数	120件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	40.95%
保証契約を解除した件数	5件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当組合をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況

当組合は、中小企業および個人のお客様に、実態や特性を踏まえたうえで必要な資金供給を行うとともに、経営相談や経営改善など課題解決に向けた支援を行うことで、地域金融の円滑化に努めてまいりました。

平成21年12月に施行された「中小企業金融円滑法」は平成25年3月で終了しましたが、当組合は中小零細企業や住宅ローンをご利用いただいているお客様からの、貸付条件の変更等や円滑な資金供給といったご要望に迅速かつ適切に対応しつつ、コンサルティング機能の一層の発揮による経営支援の強化に取り組んでおります。

法令等遵守(コンプライアンス)について

コンプライアンスとは、企業が行う取引や活動において法令や社会的ルール、諸規程を厳格に遵守し、社会的な規範を全うすることをいいます。

金融機関は、一般企業にも増して公共性が高いため、より高いレベルのコンプライアンスが求められています。

当組合では、コンプライアンス統括部署を総務部と定め、実践すべき項目を取りまとめたコンプライアンス・プログラムを毎年策定し、理事会の承認を得て実施しており、実施状況については、四半期毎に理事会に報告を行っております。

このコンプライアンス・プログラムの実施にあたっては、本部各部および営業店全店にコンプライアンス担当者を任命し、本部・営業店一体となった取組態勢を構築しております。

また、役職員一人ひとりの意識の啓発が大切と考え、コンプライアンス・マニュアルと別冊〔事例解説編〕による研修の実施や全職員を対象にコンプライアンス・オフィサーの資格取得を奨励しております。

反社会的勢力の排除への取組み

社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる勢力は、断固としてこれを排除しなければなりません。

当組合は、警察、(公財)富山県暴力追放運動推進センターをはじめ関連機関と緊密な連携を保ちながら、反社会的勢力の介入排除に向け取組んでいます。

また、平成23年1月4日から、預金規定、当座勘定規定、貸金庫規定などに「暴力団排除条項」を導入しました。これは、預金者や貸金庫の借り主などが反社会的勢力であることが判明した場合、当組合の判断により取引を停止または契約を解約させていただくことなどを定めた条項で、新規お申し込みの際は、すべてのお客さまに「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書」をお願いしています。

お客さまにはご面倒をおかけいたしますが、当組合では、反社会的勢力との取引遮断のための取組みを社会的責任と考え、今後も努力を重ねてまいりますので、お客さまのご理解とご協力下さいますようお願い申し上げます。

●反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、次のように基本方針を定め、これを遵守します。

1. 組織としての対応

反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。

2. 外部専門機関との連携

反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密に連携します。

3. 取引を含めた関係の遮断

信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

5. 資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止

いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

顧客保護等について

当組合は、誠実かつ公正に事業を遂行し、商品・サービスを利用し、または利用しようとする方(お客さま)の正当な利益の確保およびその利便性の向上を図ることにより、お客さまからの信頼を得るため、諸規程に基づき、顧客保護等管理態勢の構築・推進に努めております。

「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、「金融商品に係る勧誘方針」を定め、勧誘の適正な確保を図るとともに、「与信取引に関する顧客への説明体制等に係る規程」を定め、お客さまへの適切な説明体制の整備に努めております。

今後は、さらにモニタリング等によるPDCAサイクル(計画→実行→チェック→改善)を強化し、お客さまに信頼され、選ばれる地域金融機関を目指してまいります。



個人情報保護について

当組合では、お客様の個人情報の適切な保護と利用のために、管理体制の確立、規程等の整備、職員教育の徹底を図っております。

管理体制については、管理部署を総務部と定め、本部および全営業店に個人情報管理担当者を任命し、本部・営業店一体となった体制を構築しております。

また、管理体制の確立のためには、役職員一人ひとりの意識の啓発が大切と考え、個人情報の取扱い・管理に関する研修の実施や全職員を対象に個人情報保護オフィサーの資格取得を奨励するとともに、関係規程等の整備・見直しを行っております。

●個人情報保護宣言

当組合は、「個人情報の保護に関する法律」(以下「法」といいます。)に基づき、個人情報の適切な保護と利用に関する考え方および方針に関する宣言(個人情報保護宣言)を制定しております。

1. 取組方針について

当組合は、個人情報の適切な保護と利用に関し、関連法令等に加えて、本宣言に定めた事項を遵守し、お客様の個人情報の適切な保護と利用に努めるとともに、情報化の進展に適切に対応するため、当組合における個人情報保護の管理体制およびその取組みについて、継続的な改善に努めます。

2. 個人情報の利用目的について

- (1) 当組合は、お客様の個人情報について、利用目的を特定するとともに、法で定める場合等を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内において利用いたします。なお、当組合における個人情報の利用目的については、当組合のホームページに掲載しておりますほか、お取引店にお問い合わせください。
- (2) 当組合は、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用いたしません。
- (3) 当組合は、ダイレクトメールの送付やテレマーケティング等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、これを中止するようご本人よりお申し出があった場合は、直ちに当該目的での個人情報の利用を中止いたします。

3. 個人情報の適正な取得について

当組合は、前記2. で特定した利用目的の達成に必要な範囲で、適正かつ適法な手段により、お客様の個人情報を取得いたします。

4. 個人情報の第三者提供について

当組合は、法に定める場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、お客様の個人情報を第三者に提供することはいたしません。

5. 安全管理措置について

当組合は、お客様の個人情報に関し、情報の紛失・改ざんおよび漏えい等の防止のため、適切な安

全管理措置を実施いたします。また、お客様の個人情報を取扱う全ての役職員等に対し、個人情報保護の重要性についての教育を行うとともに、お客様の個人データの取扱いを他の個人情報取扱事業者へ委託する場合には、委託先について適切に監督いたします。

6. 開示請求等手続について

当組合は、法で定める開示請求等手続に関して、適切かつ迅速に対応いたします。なお、お手続きの詳細は、当組合のホームページに掲載しておりますほか、店頭にて公表しております。



取引時確認のお願い

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与を防止するため、犯罪収益移転防止法（犯罪による収益の移転防止に関する法律）に基づき本人確認を実施していますが、同法の改正により平成25年4月からは取引を行う目的や職業・事業内容などについてもあわせて確認（取引時確認）することになりました。

この確認は、新規のお客さまに限らず、既取引先の方も対象となっておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○取引時確認（お客さまへの確認）が必要な主なお取引

- ・口座開設、貸金庫、保護預かりの取引開始
- ・10万円を超える現金振込、持参人払式小切手による現金の受け取り
- ・200万円を超える現金、持参人払式小切手の受払い
- ・融資取引など

※これらの取引以外にも、お客さまに確認させていただく場合があります。

○確認させていただく事項

個人の場合	
確認事項	主な確認事項
氏名・住所・生年月日	運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）、健康保険証、国民年金手帳、住民基本台帳カード（氏名、住居、生年月日の記載があるもの）、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明書など ※ご本人以外の方が来店された場合は、ご本人とご来店された方について確認書類で確認させていただくほか、住民票等によりご本人との関係（ご本人のために取引を行っていること）を確認させていただきます。
職業・取引を行う目的	窓口等でお客さまの申告により確認させていただきます。
法人の場合	
確認事項	主な確認書類
名称・本店または主たる事業所の所在地	登記事項証明書、印鑑登録証明書（名称、本店または主たる事務所の所在地の記載のあるもの）など
来店された方の氏名・住所・生年月日等	運転免許証、運転経歴証明書、健康保険証、国民年金手帳、住民基本台帳カード（氏名、住居、生年月日の記載があるもの）、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明書など ※上記の確認書類のほか、委任状により法人のお客さまのために取引を行っていることを確認させていただきます。
事業の内容	定款、登記事項証明書など
取引を行う目的	窓口等でお客さまの申告により確認させていただきます。
議決権保有比率25%超の方の有無、その方の氏名・住所・生年月日	窓口等でお客さまの申告により確認させていただきます。 ※議決権保有比率25%超の方が法人の場合は、その法人の名称および本店や主たる事務所の所在地を確認させていただきます。 ※議決権保有比率50%超の方がいる場合は、その方についてのみ確認させていただきます。 ※一般社団法人等においては、代表者の方の氏名、住所、生年月日を確認させていただきます。

※有効期限のある書類は、提示または送付を受ける日において有効である必要があります。有効期限のない書類は、提示または送付を受ける日の前6か月以内に作成されたものに限ります。

●ハイリスク取引

なりすましが疑われる取引など、マネー・ローンダリングのリスクが高い一定の取引は、ハイリスク取引に区分され、確認方法が異なります。また、当該取引が200万円を超える財産の移転をとまなう場合には「資産および収入の状況」についても確認させていただきます。

【主なハイリスク取引】

- ・過去の契約の際に確認した顧客等または代表者等になりすましている疑いがある取引・過去の契約時の確認の際に確認事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引
- ・特定の国に居住、所在する者との取引など

苦情処理措置・紛争解決措置について

金融に関するトラブルの早期解決を図る制度として裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）が導入され、当組合は、苦情処理措置および紛争解決措置を設け、金融トラブルへの迅速・公平・適切な対応を図り、当組合に対するお客さまの信頼の向上に努めております。

○苦情処理措置

お取引に係るご苦情等は、お取引のある営業店または総務部にお申し出ください。

富山県信用組合 総務部

【電話番号】(0763) 33 - 3351

【受付日】月曜日～金曜日

（土日・祝日および金融機関の休日を除く）

【受付時間】午前9時～午後5時

なお、苦情対応等の手続きについては、当組合ホームページをご覧ください。

URL: <https://www.toyama-kenshin.co.jp/>

保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所

（電話番号：03 - 3286 - 2648）

一般社団法人日本損害保険協会 そんぼ ADR センター

（電話番号：0570 - 022 - 808）

○紛争解決措置

弁護士による紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、経営管理部または社団法人全国信用組合中央協会しんくみ相談所までお申し出ください。

また、下記の各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、下記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

社団法人全国信用組合中央協会 しんくみ相談所

【電話番号】03 - 3567 - 2456

【受付日】月曜日～金曜日

（土日・祝日および協会の休日を除く）

【受付時間】午前9時～午後5時

【住 所】東京都中央区京橋 1-9-5

（全国信用組合会館内）

弁護士会

東京弁護士会 紛争解決センター

（電話番号：03 - 3581 - 0031）

第一東京弁護士会 仲裁センター

（電話番号：03 - 3595 - 8588）

第二東京弁護士会 仲裁センター

（電話番号：03 - 3581 - 2249）

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事例を移管する。

②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

※移管調停：現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。

具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

リスク管理について

金融の自由化・国際化等の進展に伴い金融業務や商品の多様化・高度化がさらに進み、信用リスクをはじめとするさまざまなリスクが金融機関の経営に影響を及ぼします。

今後は、さらに経営の健全性・安定性の向上の観点から金融環境の変化に柔軟に対応できるリスク管理態勢の整備・強化を図ってまいります。

■統合的リスク管理態勢

当組合では、統合的リスク管理(リスクを総体的に捉え、自己資本と対比する自己管理型のリスク管理方法)を行い、主要なリスクである信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクなどへの対応に向けて、当組合の規模・特性に見合った「身の丈にあったリスク管理」態勢を構築し、PDCAサイクルを行うことにより限界・弱点を理解し、それを補う方策を検討して改善に取り組んでおります。

また、経営陣が管理すべき各種リスクについては、諸規程に基づき、常勤理事会を定期的または必要に応じて開催し、経営体力への影響や改善策について検討しております。

●信用リスク

信用リスクとは、お取引先の諸事情により貸出金等の価値が減少ないし消失し損失を被るリスクです。

当組合では、地域密着・小口多数の融資姿勢を堅持し、貸出資産の健全性を堅持するために、融資規程、融資審査会規程に基づき、厳正な審査・管理を行っております。

また、資産自己査定実施規程に基づき、厳正な資産査定による償却・引当を実施しております。

●市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格・為替レート等の市場価格の変動により、損失を被るリスクです。

当組合では、余資運用規程に基づき、理事会において当期の運用方針を決定し、運用実績、リスク管理情報等については毎月定期的に理事会・常勤理事会へ報告し管理しております。

また、市場リスクのALM(資産・負債総合管理)システムを導入し、体制の充実・強化を図っております。

●流動性リスク

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出や市場の情勢等により資金調達が困難になる場合、または、諸事情により通常よりも著しく不利な資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクです。

当組合では、こうした不測の事態にも対応できるだけの支払準備資産を確保しております。さらに全国信用協同組合連合会を中心に、流動性リスクに対する業界のバックアップ体制も完備しております。

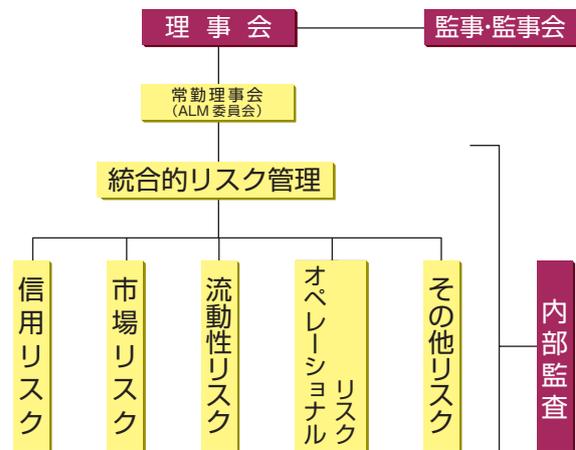
●オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。

当組合では、事務処理によるミスやトラブルを未然に防止し、正確で迅速な事務処理を実施するため、事務レベルの向上や業務改善および業務管理の指導を徹底するとともに、内部監査部門による本支店への実施監査を実施するとともに、営業店にも自店内検査の実施を月1回義務づけ、事務の厳正化に努めております。

コンピュータシステムにおいては、全国の信用組合で組織する共同センターに加盟し、勘定処理の主要システムを最新鋭のシステムとバックアップ体制により保護するとともに、諸規程の整備に努め、コンピュータやネットワークシステムを事故や人為的な不正行為から守り、お客さまの情報に対するセキュリティの確保に努めております。また、万一障害、火災が発生した場合に損失を最小限に止めるため危機管理対策を講じるなど、システムの安定稼働のために万全の態勢で臨んでおります。

●リスク管理態勢



総代会制度について

1. 総代会の仕組み（役割）

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織の金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

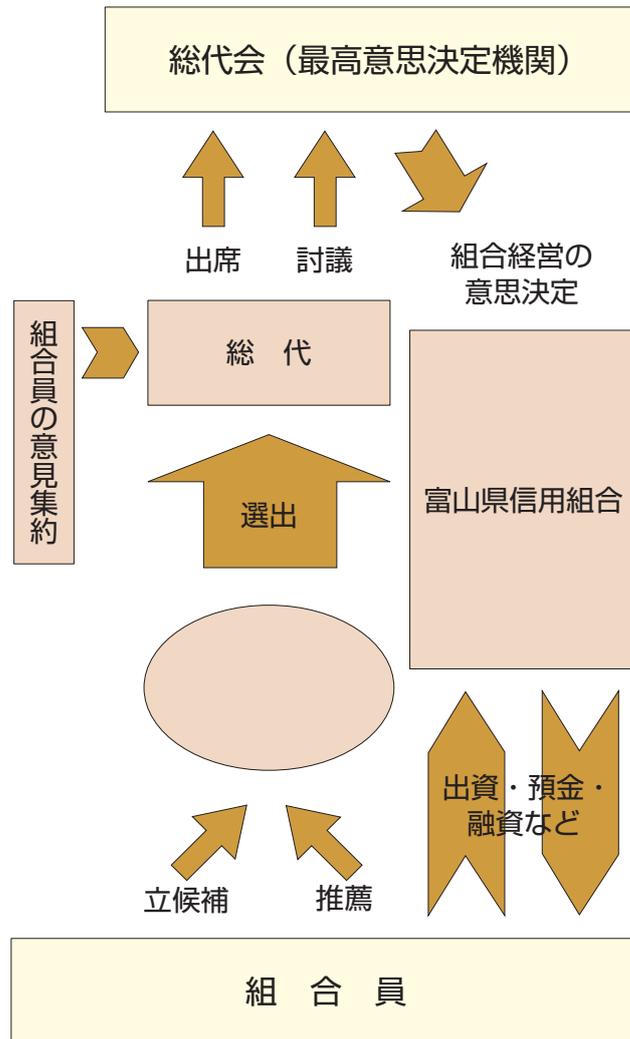
当組合の組合員は21,254名（令和7年3月末）と多く、総会の開催が困難なことから、組合員の総意を適正に反映し充実した審議を確保するため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより総会に代えて「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会のほか総代表者会議（年2回開催）や各地区ごとの総代懇談会を通じて組合員の意見や要望を当組合の経営に反映させる重要な役割を担っています。

当組合では、総代会に限定することなく、組合員（利用者）アンケート調査を実施するなど、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

●総代会の仕組み



総代会制度について



2. 総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款および総代選挙規程に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

(1) 総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規程に則り、各地区(選挙区)毎に自ら立候補した方もしくは地区(選挙区)内の組合員3人以上から推薦された方の中から、その地区(選挙区)に属する組合員により、公平に選挙を行い選出されます。

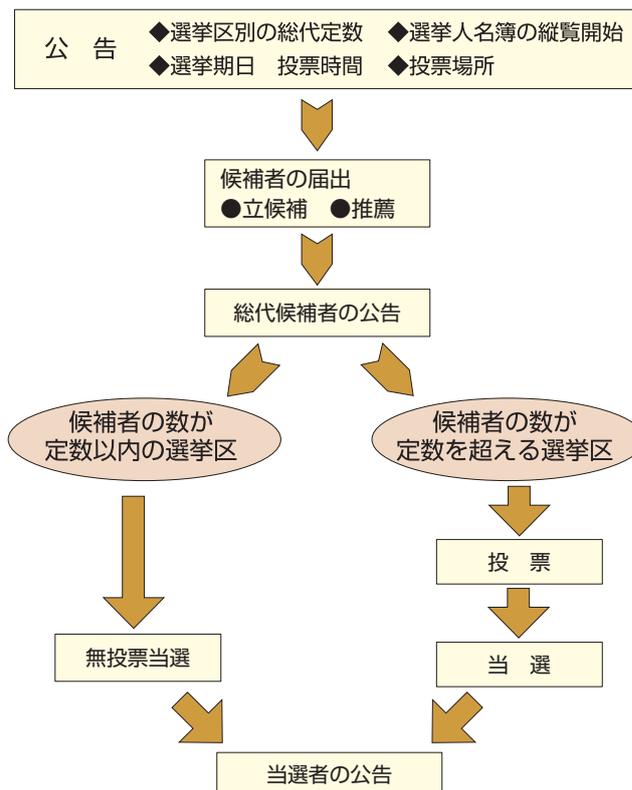
なお、総代候補者(立候補者、(推薦を含む))の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者(立候補者(推薦を含む))を当選者として選挙は行っておりません。

(2) 総代の任期・定数

総代の任期は3年となっております。なお、当組合は地区(選挙区)を11に区分し、総代の選出を行っています。

総代の定数は、100人以上140人以内です。地区別の定数は、地区の組合員数と総組合員数の按分比により算出しております(令和7年3月末日現在の組合員総数は21,654名)。

●総代の選出手順



3. 総代会決議事項

第74期通常総代会が、令和7年6月18日午前10時より、砺波市文化会館にて開催されました。当日は総代116人のうち、出席116人(うち、委任状による代理出席56人)により、全議案が可決・承認されました。



1. 報告事項 第74期(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)事業報告並びに貸借対照表及び損益計算書報告の件

2. 議案事項

- 第1号議案 第74期剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 第75期事業計画及び収支予算案承認の件
- 第3号議案 第75期に於ける借入金最高限度額決定の件
- 第4号議案 総代選挙規程一部改正の件
- 第5号議案 組合員除名処分の件
- 第6号議案 理事選任の件
- 第7号議案 理事及び監事報酬最高限度額決定の件

役員等の報酬体系

●対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務遂行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行および特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

1. 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬は、総代会において理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役員等を勘案し、理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額は、監事会において決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金は、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

2. 役員に対する報酬

(単位：百万円)

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	25	43
監 事	8	10
合 計	33	53

- (注) 1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。
2. 支払人数は、理事8名、監事5名です。(期中に退任した者を含む)
3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。
4. 上記以外に支払った役員退職慰労金はありません。

3. その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号および第5号に該当する事項はありません。

●対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員、当組合の主要な連結子法人等の役職員であつて、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和6年度において、対象職員等に該当する者はありません。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職したものを含めております。
2. 「同等額」は、令和6年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3. 当組合の職員の給与、賞および退職金は当組合における「給与規程」および「退職金規程」に基づき支払っております。
なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げること動機付けされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系ではありません。

総代の属性別構成比

職業別	法人役員 88.8%、個人事業主 11.2%、個人 0.0%
年代別	80代 12.8%、70代 41.9%、60代 27.9%、50代 17.4%
業種別	建設業 31.9%、製造業 18.1%、卸売業・小売業 28.4%、不動産業 4.3%、運輸業 1.7%、その他サービス業 15.5%

総代の選挙区・定数・総代数・総代氏名（総代定数125名、総代数116名）

(敬称略) 令和7年6月18日現在

●本店営業部地区 総代定数 18名 総代数 17名	●砺波支店地区 総代定数 30名 総代数 28名	●戸出支店地区 総代定数 7名 総代数 6名	●城端支店地区 総代定数 8名 総代数 7名	●高岡支店地区 総代定数 24名 総代数 24名
秋吉 克彦 ⑤	安念 延恭 ⑤	大井 博樹 ⑤	浅野 文夫 ①	荒木 勇夫 ①
泉 茂 ⑤	五島 辰夫 ①	高田 浩平 ①	河合 常晴 ⑨	石田 暉雄 ①
川除 大輔 ③	小西 昭夫 ⑨	沼 康仁 ⑤	川田 常晶 ⑨	加藤 政実 ①
轡田 幸則 ⑧	高原 健三 ①	松本 直人 ⑤	櫻井 恵 ⑨	金森 與四治 ①
澤江 幸行 ⑥	惣田 恭史 ③	吉田 正樹 ⑤	谷崎 公治 ⑨	金山 健治 ①
中川 清寛 ⑧	林 忠男 ①	戸出化成(株) ①	山崎 恵次 ⑨	神島 孝一 ①
藤井 和夫 ①	深松 篤夫 ⑨		株長田組 ⑨	櫻井 敏雄 ①
不破 康就 ③	前田 國代志 ①			佐野 光治 ①
村井 剛 ①	前田 國代志 ①	●庄川井波支店地区 総代定数 14名 総代数 13名		立野井 慎一 ⑤
村家 博 ①	(株)アルメックホンゴ ③	太田 和也 ⑤	●福光支店地区 総代定数 7名 総代数 7名	寺崎 敏治 ⑨
(有)シマダ木材 ①	(株)下保商店 ⑤	川那邊 利一 ①	岡部 学 ③	西保 秀樹 ⑥
(株)シャルム ①	(株)上智 ①	小西 淳一 ①	松本 敏博 ①	林 慶隆 ①
鈴木工業(株) ①	鷹栖建工(株) ①	伏木 研志 ③	溝口 友一 ③	藤田 益一 ①
(株)トミソー ①	天野 一男 ①	木道 俊信 ⑥	吉田 章 ①	水原 延幸 ⑤
(株)マツダ ①	熊野 智浩 ⑥	(株)沖田組 ⑨	(株)かな和工業 ③	斉藤 靖弘 ①
(有)八日堂 ⑧	佐藤 博 ①	庄川興業(株) ①	チューモク(株) ①	杉本 進 ①
(株)立業社 ①	澤田 力弥 ①	藤森工業(株) ⑨	(株)森組 ⑤	塚本 勝王 ①
	米林 成洋 ⑤	清都 英雄 ①		般若 行秀 ③
	小野医療器(株) ⑨	長井 利夫 ⑤	●射水支店地区 総代定数 5名 総代数 4名	樋口 威作夫 ①
	(株)熊野製作所 ⑧	苗加 為雄 ①	佐々木 俊夫 ⑥	山邊 慎治 ①
	となみ観光交通(株) ⑧	山本 英介 ⑥	新田 一夫 ①	吉田 登 ⑨
	(株)吉田印刷所 ⑤	(株)山秀木材 ⑧	横山 登 ⑧	税理士法人中村みらい経営 ③
	坂本 吉隆 ①		高田建設(株) ①	(株)古城モーターズ ①
	宮木 弥淳 ⑥	●福野支店地区 総代定数 6名 総代数 6名		山岡石材工業(株) ①
	宮越 敏信 ①	梅木 一隆 ①		
	宗景 昭 ⑥	江上 勝 ⑤		
	山崎 泉 ①	金谷 英治 ⑧		
	山田 保博 ①	西能 徹 ①		
	(有)松本製作所 ③	信高 博 ③		
		(株)南砺工業所 ⑧		

(注) 氏名の後に就任回数を○付き数字で記載しています。なお、就任回数が10回以上となる場合は◎で表示しています。

店舗一覧、ATM、営業地域一覧、当組合のあゆみ

●店舗一覧

金融機関コード 2404

店舗コード	店舗	郵便番号	住所	電話番号
007	本店営業部	930-0084	富山市大手町 3-5	076-421-5541
013	魚津支店			
001	砺波支店	939-1371	砺波市栄町 5-26	0763-32-3351
003	庄川井波支店	932-0305	砺波市庄川町金屋 2678-1	0763-82-0248
005	戸出支店	939-1104	高岡市戸出町 3-8-5	0766-63-1150
006	福光支店	939-1635	南砺市福光 7064-1	0763-52-1122
011	福野支店	939-1568	南砺市福野 1762	0763-22-2218
004	城端支店	939-1861	南砺市城端 180-1	0763-62-0323
031	高岡支店	933-0913	高岡市本町 2-1	0766-23-3580
038	射水支店	939-0275	射水市八塚 483-1	0766-52-5525

当組合のキャッシュカードサービスについて

当組合のキャッシュカードは「セブン銀行」をはじめ、全国の提携金融機関ATMでご利用いただけます。

●けんしんのATM

1. 全店のATMが年365日稼働しています。
2. 定期預金のお預入れができます。
3. 現金によるお振込の取扱いができます。
4. 振込カード発行の取扱いをしています。
5. 営業店のATMでは硬貨のお取扱いが可能です。
※詳しくは、当店窓口までご照会ください。
6. 普通預金通帳・総合口座通帳の繰越ができます。

●自動機器設置状況

区分	ATM(現金自動預払機)
店舗内	9
店舗外ATM	5

●当組合のCDカードご利用範囲

	ご入金	ご出金	お振込
セブン銀行	○	○	×
イオン銀行	○	○	○
信用組合	○	○	○
信用金庫	○	○	○
ろうきん	○	○	○
ゆうちょ銀行	○	○	×
第二地方銀行	○	○	○
地方銀行 (北陸銀行他)	×	○	○
都市銀行	×	○	○
JA	×	○	○

※ご入金につきましては、一部お取り扱いができない金融機関がございます。

●ATMご利用時間・手数料【出金】

		0:00	8:00	8:45	14:00	18:00	19:00	20:00	21:00	24:00
平日	富山県信用組合	110円	無料	110円						
	セブン銀行	110円	無料	110円						
	北陸銀行	110円	無料	110円						
	しんくみお得ねっと提携信用組合 ^{※1}	220円	無料	220円						
	他提携金融機関(銀行・信金・JA) ^{※1}	220円	110円	220円						
土曜日	富山県信用組合			無料	110円					
	セブン銀行	110円	無料	110円						
	北陸銀行			110円						
	しんくみお得ねっと提携信用組合 ^{※1}			無料	220円					
	他提携金融機関(銀行・信金・JA) ^{※1}			220円						
日曜・祝日	富山県信用組合				110円					
	セブン銀行				110円					
	北陸銀行				110円					
	しんくみお得ねっと提携信用組合 ^{※1}				220円					
	他提携金融機関(銀行・信金・JA) ^{※1}				220円					

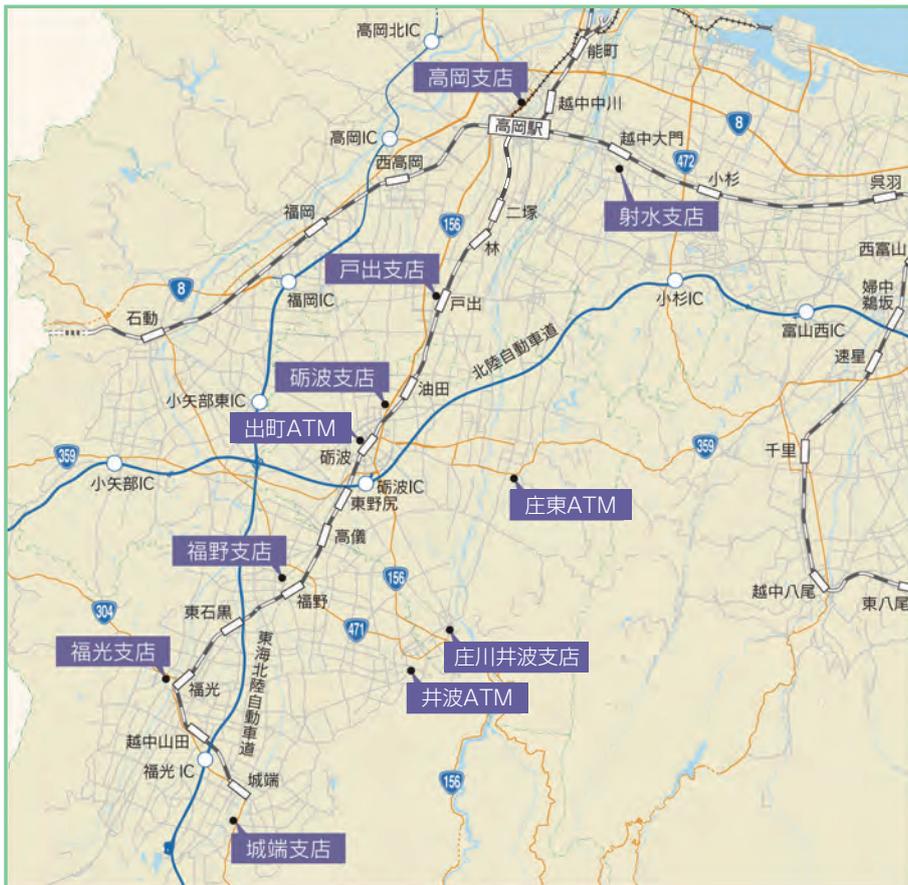
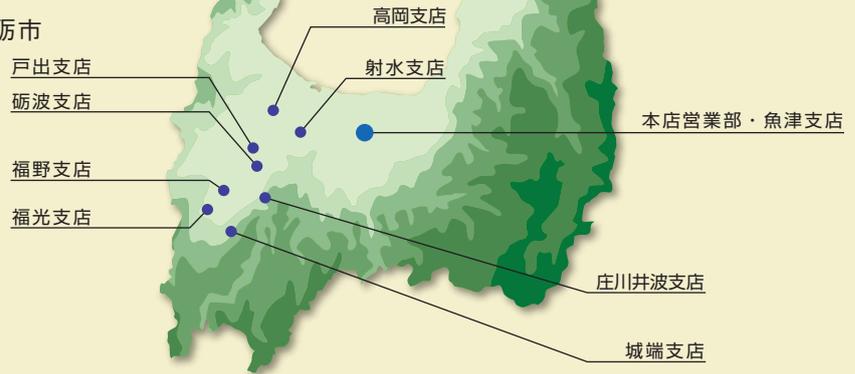
- ※1 出金にかかる手数料を表示しています。ただし、しんくみお得ねっと提携信用組合および他提携金融機関ATMをご利用の場合は、取扱金融機関により手数料が異なる場合があります。
- ※2 入金にかかる手数料は、当組合は曜日にかかわらず無料。セブン銀行は出金手数料と同額、しんくみお得ねっと提携信用組合および他提携金融機関は、他提携金融機関の出金手数料と同額となります。ただし、しんくみお得ねっと提携信用組合他提携金融機関ATMをご利用の場合は、取扱金融機関により手数料が異なる場合があります。

【令和7年7月末現在】

●営業地域一覽

[店舗所在一覽]

富山市・高岡市・射水市・砺波市・南砺市



店舗一覽、ATM、営業地域一覽、当組合のあゆみ

●当組合のあゆみ

昭和	26.12	中越信用組合設立	平成	26.4	福光支店新築
	27.12	高陵信用組合設立		27.8	飛騨信用組合との業務提携
	30.12	井波信用組合設立		27.11	傷害保険取扱開始
平成	32.10	富山県たばこ信用組合設立	27.12	けんしん立山倶楽部発足	
	63.4	4組合合併により、富山県信用組合として発足	28.3	個人年金保険(定額)取扱開始	
	63.10	魚津支店 新設開店	29.4	第一勸業信用組合との連携協定	
	5.12	外国為替取扱業務認可	29.8	富山労働局との連携協定	
	6.3	国債証券取扱業務認可	29.9	富山県中小企業家同友会との連携協定	
	12.3	城端支店新築		リンカーズ株式会社との業務提携	
	12.4	インターネットバンキング・モバイルバンキングサービス開始	30.9	高岡南支店を高岡支店店舗内に移転	
	13.11	損害保険販売開始	30.11	本店営業部に針原支店を統合	
	16.6	新日本監査法人による会計監査を導入	31.4	戸出支店移転新築	
	17.9	井波支店新築	令和	1.9	本店新築
17.11	全店に「創業・新事業・経営相談窓口」を開設	2.11		出町支店を砺波支店出町出張所に変更	
20.7	高岡支店移転	2.11		庄東支店を砺波支店庄東出張所に変更	
20.9	北陸銀行とATM相互開放	2.11		庄川支店を庄川井波支店に名称変更	
20.9	高岡支店に定塚支店、高岡北支店を統合	2.11		井波支店を庄川井波支店井波出張所に変更	
20.12	本店営業部に藤の木支店、大沢野支店を統合	3.12	けんしん創立70周年		
21.10	城端支店に五ヶ山支店を統合	3.12	けんしんSDGs宣言		
21.10	高岡南支店に横田支店を統合	6.11	高岡南支店を高岡支店と店舗統合		
21.11	本部、砺波市に移転	7.2	出町出張所、庄東出張所、井波出張所を廃止		
23.12	けんしん創立60周年	7.5	魚津支店を本店営業部店舗内に移転		
25.3	セブン銀行とATM提携				

●預金商品

(令和7年7月1日現在)

種類	商品内容	お預入期間	お預入金額
総合口座	1冊の通帳で普通預金に担保として定期預金をセットし必要な時には担保預金の90%、最高999万円まで自動的に融資が受けられます。	普通預金はいつでも出し入れ自由	普通預金は1円、定期預金は1万円以上自動継続扱いです。
普通預金	給与・年金・配当金などの自動受取り、公共料金などの自動支払に便利です。	出し入れ自由	1円以上
無利息型普通預金	お利息のつかない普通預金で決済用預金に該当し、残高にかかわらず預金保険制度により全額保護されます。	出し入れ自由	1円以上
貯蓄預金	普通預金より有利なお利息です。なお、給与・年金・配当金の受取り、公共料金の自動支払はご利用できません。(個人の方専用)	出し入れ自由	1円以上
	スーパーミリオン積立 お預入れ残高が100万円以上になった場合、自動的にスーパー定期預金(1年満期)と同じ金利になります。	出し入れ自由	1円以上
当座預金	現金を持ち歩かずに資金を効率的に活かす商取引に安全で便利な手形・小切手をご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
通知預金	まとまったお金の短期運用に最適です。	7日以上	1万円以上
納税準備預金	税金の納付資金専用の預金で、利息は非課税です。	入金はいつでも	1円以上
定期積金	積立期間を決めて少しずつつりたく貯める預金で、満期日にまとまった給付金をお受け取りいただけます。	6ヵ月以上5年まで	額1,000円以上
定期預金	スーパー定期預金 1,000万円未満の余裕資金の運用に最適です。個人の方のみ複利型もお取扱いただけます。	定型方式は1ヵ月・3ヵ月・6ヵ月・1年・2年・3年・4年・5年です。 満期日指定方式は1ヵ月超5年未満で満期日が指定できます。	100円以上
	大口定期預金 1,000万円以上のまとまった資金の運用に最適な預金です。	定型方式は1ヵ月・3ヵ月・6ヵ月・1年・2年・3年・4年・5年です。 満期日指定方式は1ヵ月超5年未満で満期日が指定できます。	1,000万円以上
	期日指定定期預金 お利息は1年ごとの複利計算で、1年据置後は1ヵ月前に満期日の指定ができ、預金の一部(1万円単位)でも解約ができる定期預金です。(個人の方専用)	据置期間 1年 最長預入期間 3年	100円以上
	変動金利定期預金 お預け入時に約定した金利が6ヵ月ごとに見直される預金です。個人の方のみ複利型もお取扱いただけます。	定型方式は1年・2年・3年です。 満期日指定方式は1年超3年未満で満期日が指定できます。	100円以上
	据置定期預金 お利息は6ヵ月ごとの複利計算で預入期間に応じて利率がステップアップする定期預金です。(個人の方専用)	据置期間 6ヵ月 最長預入期間 5年	100円以上
財形預金	一般財形預金 貯蓄目的は自由な預金ですが、課税扱いになります。	3年以上	1,000円以上
	財形住宅預金 住宅取得および増改築資金づくりに適した預金です。財形年金預金と合算で、元金550万円までお利息は非課税です。	5年以上	1,000円以上
	財形年金預金 将来の年金としてお受け取りいただくための預金です。財形住宅預金と合算で、元金550万円までお利息は非課税です。	積立期間 5年以上 据置期間 6ヵ月以上5年以内 受取期間 5年以上20年以内	1,000円以上

●事業向けご融資

(令和7年7月1日現在)

種類	資金のお使いみち	ご融資金額	ご融資期間	担保・保証人
一般のご融資 手形割引 手形貸付 証書貸付 当座貸越	一般商業手形の割引 仕入資金など短期運転資金 設備資金など長期資金 約定金額までの当座決済資金	詳しくは、最寄りの営業店へお問合せください。		
各種制度融資	富山県・各市町制度融資	詳しくは、最寄りの営業店へお問合せください。		
事業者カードローン	運転・設備資金	100万円～2,000万円以内	1年または2年	県信用保証協会(不動産等)
けんしんビジネスカードローン	運転・設備資金	100万円～1,000万円以内	1年更新	必要に応じて
けんしん小口事業資金	運転・設備資金	2,000万円以内	10年以内	必要に応じて
事業性スマートローン	運転・設備資金 (法人・個人事業主)	10万円～500万円以内	証貸 10年以内 当貸 法人:3年更新 個人事業主:1年更新	保証会社
フリーローン「スピーディー」	運転・設備資金 (個人事業主)	10万円～1,000万円以内	15年以内 (86歳まで)	保証会社

●個人向けご融資

(令和7年7月1日現在)

種 類	資金のお使いみち	ご融資金額	ご融資期間	担保・保証人
住宅ローン	自己居住用住宅の購入および土地取得・新築・増改築・借換資金等	100万円～10,000万円以内	35年以内	保証人、保証会社（不動産等）
リフォームローン	住宅のリフォーム・住宅機器購入等	10万円～1,500万円以内	20年以内	保証会社
多目的ローン	お使いみちが明確なもの（見積りが取得できるもの）	10万円～2,000万円以内	15年以内 （お使いみちによっては10年以内）	保証会社
マイカーローン	マイカー・オートバイ購入資金・借換資金・車検・修理資金等	10万円～500万円以内	6ヵ月～10年以内	保証会社
奨学ローン	受験・進学・在学資金・借換資金等	10万円～1,000万円以内	15年以内 （据置期間含む）	保証会社
教育カードローン	学費や在学中の生活費等	50万円～500万円以内	入学前6ヵ月+在学期間	保証会社
フリーローン	お使いみち自由	10万円～1,000万円以内	13ヵ月～10年以内 （最終返済時満81歳未満）	保証会社 ※保証会社ごとの条件が ございます
カードローン	お使いみち自由	10万円～1,000万円以内	1年ごとの自動更新 （72歳まで）	保証会社 ※保証会社ごとの条件が ございます

詳しくは、最寄りの営業店へお問合せください。

●代理店業務一覧

- ・独立行政法人住宅金融支援機構代理店
- ・独立行政法人中小企業基盤整備機構代理店
- ・株式会社日本政策金融公庫代理店
- ・独立行政法人勤労者退職金共済機構
- ・株式会社商工組合中央金庫代理店
- ・独立行政法人農林漁業信用基金代理店
- ・全国信用協同組合連合会代理店
- ・富山県収納代理金融機関
- ・独立行政法人福祉医療機構代理店
- ・県下主要市町収納代理金融機関

●各種サービス・その他業務

(令和7年7月1日現在)

種 類	サービスの内容
自動受取サービス	国民年金、厚生年金、配当金、各種保険金等がお客さまの口座に自動的に振り込まれます。その都度、お受け取りに出かける手間も省け期日忘れのご心配がなくなるほか、預金口座に振り込まれた日からお利息がつかますのでお得です。
自動支払サービス	電気料、電話料、ガス料、水道料、NHK受信料のほか税金、各種保険料等を普通預金（総合口座）・当座預金から自動的にお支払いいたしますので、集金日のわずらわしさがなくなります。
給与振込	給与、ボーナスが安全・確実にお客さまのご指定いただく預金口座に振り込まれます。また、振り込まれた口座から自動的に公共料金のお支払い、定期預金等ができ大変便利です。
内国為替	当組合を窓口として全国どこの金融機関へでも送金、振込、手形・小切手等の取り立てができて安全・確実です。
国債窓販	国債の窓口販売を行っています。現在長期国債（10年）、中期国債（2年・5年）、個人向け国債（3年・5年・10年）を取り扱っております。
貸金庫	預金証書・有価証券・権利証・貴金属など大切な財産の保管にご利用ください。お手軽な料金で大切な財産を安全・確実にお守りします（砺波支店でご利用いただけます）。
クレジットカード	お買い物、ご旅行、お食事等あなたのサインおひとつでOK。キャッシングサービスも受けられる便利なカードです。しんくみピーターバンカード、JCB等各種クレジットカードをお取扱ひしています。
キャッシュカード	けんしんのキャッシュコーナーをはじめ、全国各地の信用組合・ゆうちょ銀行・銀行・信託銀行・信用金庫・農協・労働金庫のキャッシュコーナーで預金のお引き出しができます。また、けんしん・ゆうちょ銀行・入金ネットの表示がある金融機関は、お預入れもできます。セブン銀行ATMでは、入出金、残高照会ができます。
「しんくみお得ネット」サービス	「しんくみお得ネット」の表示のある信用組合間で、平日8:45～18:00、土曜日9:00～14:00のATMでの出金手数料が無料となります。
デビットカードサービス	デビットカードサービス加盟店（J-Debit（ジェイデビット）のマークのある店舗）で、キャッシュカードを利用しお買い物ができる、代金は預金口座から即時決済できるサービスです。
相互入金サービス	全国各地の相互入金業務提携金融機関（信用組合・第二地銀・信用金庫・労働金庫のうち入金ネットの表示がある金融機関）のATMでは、けんしんのキャッシュカードで、また、けんしんのATMでは提携金融機関のキャッシュカードでお預入れができます。
他行カード振込サービス	全国各地の他行カード振込業務提携金融機関（信用組合・都市銀行・地方銀行・第二地銀・信用金庫）のATMでは、けんしんのキャッシュカードで、また、けんしんのATMでは提携金融機関のキャッシュカードでお振込みができます。
暗証番号変更手続き	ATMによる暗証番号変更のお取扱ひをしています。
インターネット（個人向け）iモードサービス	インターネット、モバイル（携帯電話）により、残高・入出金明細の照会サービスおよび振込・振替による資金移動サービスがご利用いただけます。
インターネット（法人向け）	インターネットにより残高・入出金明細の照会サービスおよび振込・振替・総合振込・給与振込・賞与振込による資金移動サービスおよび口座振替サービスがご利用いただけます。
でんさいネットサービス	手形・振込に代わる新しい資金決済サービスです。インターネットバンキングまたは窓口での書面手続きによりご利用いただけます。
公共工事の前払金	東日本建設業保証(株)の指定金融機関として、公共工事の前払金の取扱ひをいたします。
キャッシングサービス	けんしんのキャッシュコーナーで、JCB・VISA等のキャッシングサービスがご利用いただけるほか、JCB・VISA等はご返済もご利用いただけます。
信託の取扱ひ	個人向け信託商品（遺言代用信託「しんくみ相続信託」）を取扱っております。
保険商品の窓口販売	個人向けには、個人年金保険（定額）、住宅関連長期火災保険、住宅関連債務返済支援保険、傷害保険を取扱ひしています。事業先向けには、事業に関連する建物及び商品・動産の保険ならびに労働災害保険等を取扱ひしています。
ATMネットワーク	富山県内に11店舗3出張所のネットワークをもち、けんしんのカードは11店舗3出張所で年365日ご利用いただけます。また、けんしんは北陸銀行とATMを相互開放致しており、セブン銀行、北陸銀行の店舗内ATM、北陸銀行幹事の店舗外ATMで、キャッシュカードによる引出しと残高照会がご利用いただけます。
しんくみアプリ with CRECO	個人のお客さま向けにスマートフォンでご利用いただける口座管理アプリです。当組合の普通預金キャッシュカードをお持ちのお客さまは、どなたでも無料で、普通預金の残高・入出金明細、定期預金明細を「手軽に」「便利に」ご覧いただけます。また、クレジットカードや電子マネーもご登録いただくことで、一元的に口座を管理することができます。
Bank Pay	Bank Pay加盟店の店舗で表示されたQRコードをBank Payアプリで読み取ることで、預金口座より即時決済を行うQRコード決済サービスです。

●振込・送金手数料 (1件につき)

振込手数料		5万円未満	5万円以上
窓口振込 (電信扱い)	同一店内	無料	(※1) 220円
	当組合内	330円	550円
	他金融機関あて	550円	770円
窓口振込 (文書扱い)	同一店内	無料	(※1) 220円
	当組合内	330円	550円
	他金融機関あて	660円	880円
文書振込(交換取扱分) ※公金は手数料不要	他金融機関あて (同一交換所内)	132円	132円
	同一店内	無料	無料
ATMからの振込	当組合内	220円	440円
	他金融機関あて	330円	550円
	同一店内	無料	無料
定額自動送金	当組合内	220円	440円
	他金融機関あて	330円	550円
	年間手数料	660円	660円
インターネット モバイルバンキング からの振込	同一店内	無料	無料
	当組合内	110円	220円
	他金融機関あて	220円	440円

(※1) 現金扱い、かつ非組合員の場合220円の手数料が必要となります。

●その他為替手数料

項目	手数料	
代金取立手数料 (※1)	770円	
不渡手形返却料	1,100円	
取立手形組戻料	1,100円	
取立手形店頭呈示料	1,100円	
割引手形買戻料	1,100円	
個別取立手数料 (※2)	1,320円	
給料振込手数料	当組合内	無料
	他金融機関あて	110円
地方税振込	当組合内	440円
	他金融機関あて	440円
送金手数料	当組合内	(普通) 660円 (至急) 880円
	他金融機関あて	660円
振込・送金の訂正	当組合内	無料
	他金融機関あて	220円
振込・送金の組戻料	当組合内・他金融機関あて	660円

(※1) 代金取立手形・割引手形が適用となります。

(※2) 当組合同一店の場合は無料となります。

・小切手は店頭入金に限る無料となります。なお、期日管理を要するものは、代金取立手数料が適用となります。

・電子交換所に参加していない金融機関への取立を行う場合は適用となります。

●現金自動機 (ATM) 利用手数料

ご利用時間	当組合カード	提携金融機関カード	
平日	8:00 ~ 8:45	110円	220円
	8:45 ~ 18:00	無料	(注) 110円
	18:00 ~ 20:00	110円	220円
土曜日	9:00 ~ 14:00	無料	(注) 110円
	14:00 ~ 17:00	110円	220円
日曜日・祝日	9:00 ~ 17:00	110円	220円

(注) しんくみお得ねつと提携信用組合カードは無料です。

●手形・小切手関係手数料

種類	項目	手数料
署名判印刷サービス 小切手帳 約束手形帳・為替手形帳 自己宛小切手発行	初回登録・変更時のみ(手形・小切手)	5,500円
	1冊につき (50枚綴り)	3,300円
	1冊につき (50枚綴り)	4,400円
	1枚につき	1,100円

●窓口両替手数料 (お持ち込枚数はお持帰り枚数 (紙幣・硬貨の合計) のうち、いずれか多い枚数)

枚数	手数料
1枚 ~ 50枚	無料
51枚 ~ 300枚	550円
301枚 ~ 1,000枚	770円
1,001枚 ~ 2,000枚	1,100円
2,001枚以上	以後、1,000枚毎 1,100円加算

●大量硬貨入金手数料 (※1)

枚数	手数料
~ 50枚	無料
51枚 ~ 300枚	550円
301枚 ~ 1,000枚	770円
1,001枚 ~ 2,000枚	1,100円
2,001枚以上	以後、1,000枚毎 1,100円加算

(※1) 50枚以下のお取引を1日に複数回ご利用される場合は、それらの合計枚数で手数料をいただきます。店頭以外での硬貨入金につきましても、上記のとおりとさせていただきます。

●iサービス利用手数料

項目	申込手数料	月額利用料	変更再登録手数料
インターネットバンキング	2,200円	110円	
モバイルバンキング	-	110円	550円
法人向けインターネットバンキング	-	2,200円	

★本表の手数料は、消費税が含まれております。

●でんさいネット利用手数料

月額基本料	手数料		月額基本料	手数料	
	法人IB	書面		法人IB	書面
債務者利用	無料	(注) 1,100円	債権者利用	無料	無料

(注) 令和6年9月末日までは無料とさせていただきます。

●融資関係手数料

(令和7年7月1日現在)

商品	項目	明細	手数料		
証書貸付線上償還・条件変更	事業性融資	線上償還	500万円未満	22,000円	
			500万円以上 1,000万円未満	33,000円	
		1,000万円以上	44,000円		
		借換に伴う場合	11,000円		
		一部	全額線上償還に同じ		
	条件変更	全て (※1)	22,000円		
	個人融資	住宅ローン	線上償還	500万円未満	22,000円
				500万円以上 1,000万円未満	33,000円
		1,000万円以上	44,000円		
		一部	全額線上償還に同じ		
条件変更		全て (※1)	11,000円		
消費者ローンその他	全額線上償還(※2)	融資実行日から1年以内の場合	無料		
		当初借入額20万円未満			
		当初借入額20万円以上120万円未満	3,300円		
		当初借入額120万円以上200万円未満	5,500円		
一部線上償還(※2)	当初借入額200万円以上	11,000円			
条件変更全て(※1,※2)					

(※1) 同時に複数の手数料項目が発生する場合は、最も高い手数料のみとなります。

(※2) 融資実行日から1年以内の場合は手数料を徴収しません。

項目	明細	手数料
プロパー新規証書貸付事務取扱手数料 (証書貸付)	500万円未満	3,300円
	500万円以上 1,000万円未満	5,500円
	1,000万円以上	11,000円
	1件につき	
保証付新規融資事務取扱手数料 (手形貸付・証書貸付)	500万円未満	3,300円
	500万円以上 1,000万円未満	5,500円
	1,000万円以上	11,000円
	1件につき	
保証会社保証付住宅ローン事務取扱手数料 (※1)	1件につき	55,000円
上記以外の住宅ローン事務取扱手数料 (※1)	1件につき	融資額×0.5%×110%
固定金利特約	再特約選択時	
	固定特約から変動金利への変更	11,000円
	ただし、固定特約期間終了時	無料
	変動金利から固定特約への変更	11,000円
不動産担保	設定	新規設定 (1件につき) 登記留保含む
	追加設定	16,500円
	抹消	全部抹消
	一部抹消	無料
変更	極度額・順位・債務者変更等	16,500円
PJ 融資取扱手数料	販売区画数 1区画	33,000円
	販売区画数 2区画~5区画	55,000円
	販売区画数 6区画~20区画	110,000円
	販売区画数 21区画以上	220,000円
収益物件融資取扱手数料	融資金額 5,000万円未満	110,000円
	融資金額 5,000万円以上	220,000円
公的融資のつなぎ融資 (プロパー)	手形貸付手形用紙 1枚	440円

(※1) 同時に複数の手数料項目が発生する場合は、最も高い手数料のみとなります。

●各種手数料

種類	項目	手数料
証明書 (1通につき)	残高証明書	440円
	都度発行	
	継続発行	3,300円
	監査法人向け	440円
	支払利息証明書	440円
取扱明細書 (1回につき)	融資可能証明書	11,000円
	支払承諾保証書 ★別途、保証料が加算されます。	2,200円
	住宅取得控除証明書	440円
	その他証明書	
新規発行	キャッシュカード (個人のみ)	無料
	ICキャッシュカード (個人・法人)	1,100円
再発行 (1件につき)	通帳・証書	1,100円
	キャッシュカード・ICキャッシュカード・ローンカード	550円
貸金庫 (年間)	大	11,000円
	中	6,600円
	小	5,500円
	個人情報開示請求・保有データ開示請求 (法人・団体の場合)	氏名、住所、電話番号、生年月日、勤務先 (勤務先名または、職業、電話番号)
紙明細持込手数料 (持込み1回あたり)	取引残高 (上記個人情報に加え科目、口座番号、残高)	特定日毎 2,200円
	取引の履歴に関する情報 (例) 令和6年1月25日~令和7年1月10日 (13ヶ月) の場合、2ヶ月分として計算します。 ※預金種類が複数の場合は、重複して請求しません。	1年分毎 (12ヶ月分まで) 550円
	上記以外の情報	1項目毎 1,100円
総合振込依頼書 (ご依頼件数 5件以上)	給料 (賞与) 振込依頼書 (ご依頼件数 5件以上)	2,200円
	口座振替依頼書 (ご依頼件数 5件以上)	
	単票式の振込伝票5枚以上の受付	
	※上記書類には、お客様が作成された明細も含まれます	

※個人情報開示請求については、金融庁による「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」(平成27年7月2日金融庁告示第66号(平成27年7月9日施行))に従って取扱いたします。

けんしんNOW 2025

資料編

【経営の状況】

【自己資本比率規制】

経理・経営内容

資金調達

資金運用

その他業務

自己資本の充実の状況について

経理・経営内容

貸借対照表

【資産の部】

(単位：千円)

科目	年度	令和5年度	令和6年度
(資産の部)			
現金		2,353,516	1,092,548
預け金		31,386,590	29,607,411
有価証券		25,335,060	23,444,921
国債		1,454,069	3,345,761
地方債		584,923	2,535,114
社債		13,566,774	9,068,130
株式		42,386	42,382
その他の証券		9,686,906	8,453,532
貸出金		52,981,080	52,027,271
割引手形		387,991	216,623
手形貸付		2,269,485	2,464,812
証書貸付		48,095,804	46,687,239
当座貸越		2,227,799	2,658,595
その他資産		711,880	759,398
未決済為替貸		6,777	5,384
全信組連出資金		397,900	397,900
未収収益		105,423	116,267
その他の資産		201,779	239,845
有形固定資産		787,711	808,498
建物		368,456	349,278
土地		388,886	378,513
リース資産		1,487	30,000
その他の有形固定資産		28,880	50,705
無形固定資産		23,487	22,519
ソフトウェア		13,532	12,623
その他の無形固定資産		9,954	9,895
繰延税金資産		23,368	39,128
債務保証見返		15,546	7,151
貸倒引当金		△ 1,325,583	△ 1,079,212
(うち個別貸倒引当金)		(△ 1,117,753)	(△ 870,114)
合計		112,292,657	106,729,635

【負債及び組合員勘定の部】

(単位：千円)

科目	年度	令和5年度	令和6年度
(負債の部)			
預金積金		106,975,094	101,924,100
当座預金		1,188,053	862,744
普通預金		30,365,997	30,800,850
貯蓄預金		23,334,910	18,326,063
通知預金		84,370	50,973
定期預金		48,626,403	48,912,619
定期積金		3,267,302	2,806,745
その他の預金		108,055	164,103
借入金		—	—
借入金		—	—
その他負債		719,187	269,071
未決済為替借		21,563	12,441
未払費用		9,320	33,841
給付補填備金		478	544
未払法人税等		5,140	3,532
前受収益		20,107	22,733
払戻未済金		103,397	130,885
リース債務		11,827	42,830
資産除去債務		3,088	3,088
その他の負債		544,262	19,172
賞与引当金		21,593	17,385
退職給付引当金		25,900	24,580
役員退職慰労引当金		1,150	600
その他の引当金		159,847	159,001
債務保証		15,546	7,151
負債の部合計		107,918,318	102,401,889
(純資産の部)			
出資金		3,093,817	2,965,181
普通出資金		1,343,817	1,215,181
優先出資金		1,750,000	1,750,000
資本剰余金		1,750,000	1,315,036
資本準備金		1,750,000	1,315,036
利益剰余金		△ 434,963	178,937
利益準備金		919,000	—
その他利益剰余金		△ 1,353,963	178,937
特別積立金		760,000	—
当期末処分剰余金		△ 2,113,963	178,937
組合員勘定合計		4,408,853	4,459,155
その他有価証券評価差額金		△ 34,514	△ 131,409
評価・換算差額等合計		△ 34,514	△ 131,409
純資産の部合計		4,374,339	4,327,745
合計		112,292,657	106,729,635

経理・経営内容

損益計算書

(単位：千円)

科目	年度	令和5年度	令和6年度
経常収益		1,219,251	1,416,672
資金運用収益		1,141,501	1,191,618
貸出金利息		688,459	718,444
預け金利息		27,027	59,119
有価証券利息配当金		403,173	392,764
その他の受入利息		22,840	21,289
役務取引等収益		62,572	65,980
受入為替手数料		19,532	17,716
その他の役務収益		43,040	48,264
その他業務収益		4,933	9,091
国債等債券売却益		—	2,330
国債等債券償還益		25	1,569
その他の業務収益		4,908	5,191
その他経常収益		10,244	149,982
貸倒引当金戻入益		—	132,779
償却債権取立益		10,103	8,203
株式等売却益		—	—
その他の経常収益		140	9,000
経常費用		3,107,816	1,247,678
資金調達費用		9,443	58,709
預金利息		8,994	58,211
給付補填備金繰入額		359	479
借入金利息		9	—
その他の支払利息		79	17
役務取引等費用		90,609	91,448
支払為替手数料		6,867	6,857
その他の役務費用		83,742	84,591
その他業務費用		1,206,941	167,257
国債等債券売却損		140,029	156,532
国債等債券償還損		1,066,911	10,684
その他の業務費用		0	39
経費		932,366	870,420
人件費		571,814	515,065
物件費		325,448	319,002
税金		35,102	36,352
その他経常費用		868,455	59,842
貸倒引当金繰入額		731,191	—
貸出金償却		35,856	44,947
株式等売却損		—	3
株式等償却		—	—
その他の経常費用		101,407	14,891
経常利益		△ 1,888,564	168,994

(単位：千円)

科目	年度	令和5年度	令和6年度
特別利益		9,244	3,573
固定資産処分益		64	3,573
その他の特別利益		9,180	—
特別損失		255,186	5,857
固定資産処分損		0	0
減損損失		255,186	5,857
その他の特別損失		—	—
税引前当期純利益		△ 2,134,506	166,710
法人税、住民税及び事業税		5,140	3,532
法人税等調整額		△ 10,082	△ 15,760
法人税等合計		△ 4,941	△ 12,227
当期純利益		△ 2,129,565	178,937
繰越金（当期末残高）		15,601	—
当期末処分剰余金		△ 2,113,963	178,937

損益計算書の注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益 65円09銭
- 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益の金額は、65,980千円であります。
- 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。
- 減損損失の計上
 - グルーピングの方法
営業用店舗については、営業用店舗単位に継続的な収支の把握を行い、遊休不動産は各資産をグルーピングの最小単位としております。本部等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。
当事業年度に於いては、射水支店、富山市内の遊休不動産について減損損失を認識するに至りました。
 - 減損の認識に至った経緯
営業利益減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、資産グループの帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該現存額5,822千円を減損損失として計上しております。
また、富山市内の遊休不動産は継続的な地価下落がみられ、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額である35千円を減損損失として計上しております。
 - 減損損失の計上
以下のグループについて減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失(千円)
富山市内	遊休不動産	その他有形固定資産	35
射水市内	事業用不動産	その他有形固定資産	5,822
合計			5,857

(4)回収可能性価額の算定

回収可能価額は正味売却価額・使用価値により算定しており、不動産鑑定評価価額、固定資産税評価額等に基づき時価を算定しております。

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科目	年度	令和5年度	令和6年度
当期末処分剰余金		△2,113,963	178,937
積立金取崩額			
特別積立金取崩額		760,000	—
利益準備金取崩額		919,000	—
資本準備金取崩額		434,963	—
剰余金処分額		—	75,185
利益準備金		—	18,000
普通出資に対する配当金		—	3,335
優先出資に対する配当金		—	3,850
特別積立金		—	50,000
繰越金（当期末残高）		—	103,752

経理・経営内容

貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。ただし、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 6年～40年 その他 2年～20年
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法を採用しております。なお、自組合利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）の債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は5年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び融資部（営業関連部署）が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部（資産監査部署）が査定結果を監査しております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,625百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合設立型企業年金基金）に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
(1)制度全体の積立状況に関する事項（令和6年3月31日現在）
年金資産の額 249,416百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 211,033百万円
差引額 38,382百万円
(2)制度全体に占める当組合の拠出割合
（自令和5年4月1日 至令和6年3月31日） 0.602%
(3)補足説明
上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高9,895百万円及び財政上の剰余金48,278百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間8年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金 25百万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じて算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致していません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- その他の引当金のうち睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
- その他の引当金のうち偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 収益の計上方法について、役員取引等収益は役員提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役員取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から受取る受入手数料であり、送金、代金取立等の国内為替業務に基づくものであります。為替業務及びその他の役員取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として一時点で収益認識をしております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
貸倒引当金 1,079百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

15. 金融商品の状況に関する事項

- 金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
- 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主に事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- 金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスクの管理
当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による融資審査会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、融資部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
②市場リスクの管理
(i)金利リスクの管理
当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しております。
(ii)為替リスクの管理
当組合は、為替リスクについて、個別の案件ごとに管理しております。
(iii)価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余資運用規程に従い行われております。このうち、総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。総合企画部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。これらの情報は総合企画部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。
(iv)市場リスクに係る定量的情報
当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預け金、有価証券のうち債券、貸出金、預金積金、借入金であります。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、「協法施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実に状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十七号）」において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。なお、金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、「当該事業年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本国金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、経済価値は、1,208百万円減少するものと把握しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動額を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
- 資金調達に係る流動性リスクの管理
当組合は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

- 金融商品の時価等に関する事項
令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の算定方法については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注2）参照。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。
(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金（*1）	29,607	29,605	△2
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	6,018	5,621	△397
その他有価証券	17,384	17,384	-
(3) 貸出金（*1）	52,027		
貸倒引当金（*2）	△1,078		
	50,949	52,069	1,120
金融資産計	103,959	104,680	721
(1) 預金積金（*1）	101,924	101,399	△524
(2) 借入金（*1）	-	-	-
金融負債計	101,924	101,399	△524

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
債券	11	5,044	2,900	7,800
国債	-	-	-	3,500
地方債	11	344	200	2,400
社債	-	4,700	2,700	1,900
その他	-	2,300	2,300	600
合計	11	7,344	5,200	8,400

- (※1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。
- (※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は市場における取引価格が存在している場合は、当該価格を時価としております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、基準価格を時価としております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については17.から19.に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

①6カ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

②①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。定期性預金の時価は、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2)借入金

借入金については固定金利のみであることから、一定期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利で割り引いて現在価値を算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

- (注2) 市場価格のない株式等及び組出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(※1)	42
全信組連出資金(※1)	397
合計	440

- (※1) 非上場株式及び全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

17. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下19まで同様であります。

(1)売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2)満期保有目的の債券

(単位: 百万円)

	貸借	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	188	220	32
	小計	188	220	32
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	3,345	3,042	△303
	地方債	1,984	1,875	△109
	社債	-	-	-
	その他	500	482	△17
	小計	5,830	5,400	△429
合計	6,018	5,621	△397	

(3)その他有価証券

(単位: 百万円)

	貸借	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	800	800	0
	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	800	800	0
その他	3,629	3,335	293	
小計	4,430	4,136	294	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	8,817	9,074	△260
	国債	-	-	-
	地方債	550	570	△19
	社債	8,267	8,508	△240
その他	4,136	4,301	△165	
小計	12,953	13,379	△425	
合計	17,384	17,515	△131	

18. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。
売却価額 1,268百万円 売却益 2百万円 売却損 156百万円
19. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

20. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未取利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。
- | | |
|--------------------|----------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 854百万円 |
| 危険債権額 | 2,556百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | 11百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 187百万円 |
| 合計額 | 3,609百万円 |

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

21. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は216百万円であります。

22. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、19,935百万円であります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

23. 有形固定資産の減価償却累計額 1,085百万円
24. 有形固定資産の圧縮記帳額 158百万円
25. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機等及び営業用車両についてリース契約により使用しています。
26. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 122百万円

27. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産		
貸出金償却有税分		1,066百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額		239百万円
減価償却限度超過額		48百万円
退職給付引当金		6百万円
賞与引当金		4百万円
税務上の繰越欠損金(注1)		398百万円
その他		109百万円
繰延税金資産小計		1,874百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額		△1,835百万円
評価性引当額小計		△1,835百万円
繰延税金資産合計		39百万円
繰延税金負債合計		-百万円
繰延税金資産の純額		39百万円

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額 (単位: 百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	-	-	398	398
評価性引当額	-	-	-	-	373	373
繰延税金資産(b)	-	-	-	-	24	24

- (a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。
- (注2) 「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.66%から、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については28.38%となります。この税率変更による影響は軽微であります。

28. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。
- | | | |
|------------|------|----------|
| 担保提供している資産 | 預け金 | 4,550百万円 |
| | 有価証券 | -百万円 |
| | 借入金 | -百万円 |

29. 出資1口当たりの純資産額は339円00銭です。
30. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

契約資産	-百万円
顧客との契約から生じた債権	0百万円
契約負債	-百万円

経理・経営内容

●業務粗利益および業務純益等

(単位：千円)

科目	年度	
	令和5年度	令和6年度
資金運用収支	1,132,057	1,132,909
資金運用収益	1,141,501	1,191,618
資金調達費用	9,443	58,709
役員取引等収支	△ 28,037	△ 25,468
役員取引等収益	62,572	65,980
役員取引等費用	90,609	91,448
その他業務収支	△ 1,202,007	△ 158,165
その他業務収益	4,933	9,091
その他業務費用	1,206,941	167,257
業務粗利益	△ 97,986	949,275
業務粗利益率	△ 0.08%	0.85%
業務純益（損失）	△ 1,122,161	78,855
実質業務純益（損失）	△ 1,030,353	78,855
コア業務純益	176,561	242,172
コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）	176,561	242,172

(注) 業務粗利益率 = 業務粗利益 / 資金運用勘定計平均残高 × 100
 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)
 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額
 コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

●経費の内訳

(単位：千円)

科目	年度	
	令和5年度	令和6年度
人件費	571,814	515,065
報酬給料手当	461,011	415,006
退職給付費用	7,446	6,906
その他	103,356	93,153
物件費	325,448	319,002
事務費	161,148	162,860
固定資産費	69,464	64,078
事業費	19,308	19,920
人事厚生費	9,959	8,999
有形固定資産償却	44,060	41,373
無形固定資産償却	5,154	5,567
その他	16,352	16,202
税金	35,102	36,352
経費合計	932,366	870,420

●総資産利益率

(単位：%)

区分	年度	
	令和5年度	令和6年度
総資産経常利益率	△ 1.63	0.15
総資産当期純利益率	△ 1.84	0.16

(注) 総資産経常（当期純）利益率 = $\frac{\text{経常（当期純）利益}}{\text{総資産（債務保証見返を除く）平均残高}} \times 100$

●受取利息および支払利息の増減

(単位：千円)

項目	年度	
	令和5年度	令和6年度
受取利息の増減	△ 23,165	50,117
支払利息の増減	△ 839	49,266

●総資金利鞘

(単位：%)

区分	年度	
	令和5年度	令和6年度
資金運用利回（a）	1.01	1.07
資金調達原価率（b）	0.84	0.86
総資金利鞘（a - b）	0.18	0.22

●預貸率および預証率

(単位：%)

区分	年度	年度	
		令和5年度	令和6年度
預貸率	期末	49.52	51.04
	期中平均	47.31	49.10
預証率	期末	23.68	23.00
	期中平均	27.73	23.56

預貸率 預金量に対する貸出金の比率を表したものです。

預証率 預金量に対する有価証券の保有割合を表したものです。

●資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

(単位：百万円、%)

科目	年度	令和5年度			令和6年度		
		平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定		112,003	1,141	1.01	110,470	1,191	1.07
うち貸出金		53,254	688	1.29	53,156	718	1.35
預け金		27,528	27	0.09	31,805	59	0.18
有価証券		31,219	403	1.29	25,508	392	1.53
資金調達勘定		112,730	9	0.00	108,258	58	0.05
うち預金積金		112,550	9	0.00	108,258	58	0.05
借入金		179	0	0.00	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（令和5年度71百万円、令和6年度257百万円）を、控除して表示しております。

資金調達

●預金項目別平均残高

(単位：百万円、%)

項目	令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比
流動性預金	60,756	53.98	55,383	51.15
定期性預金	51,679	45.91	52,769	48.74
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	114	0.10	105	0.09
合計	112,550	100.00	108,258	100.00

「その他の預金」は別段預金、納税準備預金の合計です。

●定期預金の金利区分別残高

(単位：百万円、%)

項目	令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比
固定金利	48,601	99.94	48,901	99.97
変動金利	24	0.04	10	0.02
その他	—	—	—	—
合計	48,626	100.00	48,912	100.00

●預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

区分	令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比
個人	90,886	84.96	86,938	85.29
法人	16,088	15.03	14,986	14.70
一般法人	15,016	14.03	13,651	13.39
金融機関	12	0.01	14	0.01
公金	1,059	0.98	1,319	1.29
合計	106,975	100.00	101,924	100.00

●職員1人当りおよび1店舗当りの預金残高

(単位：百万円)

区分	令和5年度	令和6年度
職員1人当りの預金残高	1,028	1,171
1店舗当りの預金残高	7,641	10,192

●財形貯蓄残高

(単位：百万円)

項目	令和5年度	令和6年度
財形貯蓄残高	59	58

資金運用

●貸出金科目別平均残高

(単位：百万円、%)

科目	令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	393	0.73	319	0.60
手形貸付	2,174	4.08	2,294	4.31
証書貸付	48,655	91.36	48,275	90.81
当座貸越	2,031	3.81	2,266	4.26
合計	53,254	100.00	53,156	100.00

●貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

区分	令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	33,540	63.30	32,454	62.37
設備資金	19,440	36.69	19,572	37.61
合計	52,981	100.00	52,027	100.00

●貸出金業種別残高および構成比

(単位：百万円、%)

業種別	令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	6,745	12.73	6,244	12.00
農業、林業	106	0.20	62	0.11
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	329	0.62	272	0.52
建設業	4,918	9.28	4,553	8.75
電気・ガス・熱供給・水道業	14	0.02	13	0.02
情報通信業	146	0.27	122	0.23
運輸業、郵便業	1,366	2.57	1,334	2.56
卸売業、小売業	3,525	6.65	3,480	6.68
金融業、保険業	6,360	12.00	6,361	12.22
不動産業	4,259	8.03	4,987	9.58
物品賃貸業	240	0.45	196	0.37
学術研究、専門・技術サービス業	362	0.68	418	0.80
宿泊業	742	1.40	749	1.43
飲食業	1,265	2.38	1,140	2.19
生活関連サービス業、娯楽業	1,070	2.01	1,291	2.48
教育、学習支援業	—	—	6	0.01
医療、福祉	202	0.38	179	0.34
その他のサービス	3,597	6.78	3,825	7.35
その他の産業	108	0.20	132	0.25
小計	35,361	66.74	35,374	67.99
国・地方公共団体等	7,386	13.94	6,919	13.29
個人(住宅・消費・納税資金等)	10,233	19.31	9,733	18.70
合計	52,981	100.00	52,027	100.00

●消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円、%)

区分	令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比
消費者ローン	1,817	20.29	1,893	24.45
住宅ローン	7,135	79.70	5,849	75.54
合計	8,952	100.00	7,742	100.00

●貸出金担保の種類別残高

(単位：百万円、%)

区分	令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比
当組合預金積金	896	1.69	873	1.67
有価証券	—	—	—	—
動産	—	—	—	—
不動産	9,281	17.51	10,549	20.27
その他	—	—	—	—
小計	10,178	19.21	11,422	21.95
信用保証協会・信用保険	12,131	22.89	10,920	20.98
保証	17,497	33.02	17,187	33.03
信用	13,174	24.86	12,498	24.02
合計	52,981	100.00	52,027	100.00

(注) 保証会社の保証付貸出については、平成26年度までは「信用保証協会・信用保険」欄に計上していましたが、平成27年度より「保証」欄に計上しております。

●職員1人当りおよび1店舗当りの貸出金残高

(単位：百万円)

区分	令和5年度	令和6年度
職員1人当りの貸出金残高	509	598
1店舗当りの貸出金残高	3,784	5,202

●貸出金の金利区分別残高

(単位：百万円、%)

項目	令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比
固定金利	34,033	64.23	31,650	60.83
変動金利	18,947	35.76	20,376	39.16
合計	52,981	100.00	52,027	100.00

経営管理体制

●貸出金償却額

(単位：百万円)

項目	年度	令和5年度	令和6年度
貸出金償却額		35	44

●貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

項目	年度		令和5年度		令和6年度	
	期末残高	増減	期末残高	増減	期末残高	増減
一般貸倒引当金	207	91	209	1		
個別貸倒引当金	1,117	610	870	△ 247		
貸倒引当金合計	1,325	702	1,079	△ 246		

(注) 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので、「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

●協金法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(基準日：令和6年3月31日)

(単位：百万円、%)

区分	年度	債権額	担保・保証等	貸倒引当金	保全額	保全率
		(A)	(B)	(C)	(D)=(B)+(C)	(D)/(A)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和5年年度	948	561	387	948	100.00
	令和6年年度	854	585	269	854	100.00
危険債権	令和5年年度	2,866	2,135	730	2,866	100.00
	令和6年年度	2,556	1,955	600	2,556	100.00
要管理債権	令和5年年度	149	101	25	126	84.91
	令和6年年度	199	111	36	147	73.92
三月以上延滞債権	令和5年年度	0	—	0	0	15.18
	令和6年年度	11	11	1	13	115.89
貸出条件緩和債権	令和5年年度	148	101	25	126	85.12
	令和6年年度	187	99	34	133	71.30
不良債権計	令和5年年度	3,964	2,798	1,143	3,941	99.43
	令和6年年度	3,609	2,651	906	3,558	98.56
正常債権	令和5年年度	49,082				
	令和6年年度	48,461				
合計	令和5年年度	53,046				
	令和6年年度	52,071				

※金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(参考) 令和6年度において、部分直接償却を158.5百万円実施しております。

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債券の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債券です。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（1及び2に掲げるものを除く。）です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（1、2及び4に掲げるものを除く。）です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権で（1、2及び3に掲げるものを除く。）です。
7. 「担保・保証等」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の貸出金、「その他の資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものです。
10. 金額は決算後（償却後）の計数です。

資金運用

●有価証券種類別平均残高

(単位：百万円、%)

年度 種類	令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	165	0.52	3,180	12.46
地方債	1,370	4.38	1,426	5.59
社債	14,700	47.08	11,598	45.46
株式	42	0.13	42	0.16
その他の証券	14,939	47.85	9,260	36.30
合計	31,219	100.00	25,508	100.00

●有価証券の時価等情報

(単位：百万円)

年度 項目	令和5年度			令和6年度		
	取得価格	時価	評価損益	取得価格	時価	評価損益
満期保有目的債券	2,240	2,278	37	6,018	5,621	△ 397
その他有価証券	23,129	23,094	△ 34	17,557	17,426	△ 131
株式	42	42	0	42	42	0
債券	14,267	14,151	△ 115	9,878	9,618	△ 260
その他	8,819	8,900	81	7,636	7,765	128
合計	25,369	25,373	3	23,576	23,047	△ 528

(注) 1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
2. 「その他有価証券」のうち、「債券」は国債・地方債・社債、「その他」は外国証券及び投資信託等です。

●有価証券種類別・残存期間別残高

(単位：百万円、%)

年度 種類	令和5年度						令和6年度					
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の さだめの ないもの	種類別 合計	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の さだめの ないもの	種類別 合計
国債	-	-	-	1,500	-	1,500	-	-	-	3,500	-	3,500
地方債	11	344	211	-	-	566	11	344	200	2,400	-	2,955
社債	2,700	4,700	3,200	3,000	-	13,600	-	4,700	2,700	1,900	-	9,300
株式	-	-	-	-	42	42	-	-	-	-	42	42
その他の証券	500	2,300	2,300	700	3,816	9,616	-	2,300	2,300	600	3,135	8,335
合計	3,211	7,344	5,711	5,200	3,858	25,325	11	7,344	5,200	8,400	3,178	24,133

(注) 債券は額面で表示しております。

●金銭信託、デリバティブ等商品

金銭の信託、デリバティブ等商品の残高はありません。

●商品有価証券種類別平均残高

商品有価証券は保有しておりません。

その他業務

●内国為替取扱実績

(単位：百万円)

区分	年度	令和5年度		令和6年度	
		件数	金額	件数	金額
送金・振込	他の金融機関向け	39,107	31,456	38,938	33,336
	他の金融機関から	58,258	37,895	59,429	33,674
代金取立	他の金融機関向け	-	-	-	-
	他の金融機関から	1	2	-	-

●外貨建資産残高

該当はありません。

●外国為替取扱高

該当はありません。

●国債窓販実績

(単位：百万円)

項目	年度	令和5年度	令和6年度
国債		-	-

●公共債引受額

該当事項はありません。

●代理貸付残高の内訳

(単位：百万円、%)

区分	年度	令和5年度		令和6年度	
		金額	構成比	金額	構成比
全国信用協同組合連合会		-	-	-	-
商工組合中央金庫		7	5.06	0	0.66
日本政策金融公庫		3	2.09	0	0.57
住宅金融支援機構		135	89.40	99	94.51
福祉医療機構		5	3.43	4	4.14
合計		151	100.00	105	100.00

●債務保証見返担保別残高

(単位：百万円、%)

項目	年度	令和5年度		令和6年度	
		金額	構成比	金額	構成比
当組合預金積金		-	-	-	-
不動産		-	-	-	-
その他		-	-	-	-
小計		-	-	-	-
信用保証協会・信用保険		8	54.02	0	10.48
保証		7	45.97	6	89.51
その他		-	-	-	-
合計		15	100.00	7	100.00

自己資本の充実の状況について

定性的な開示事項

●自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金、及び利益剰余金等により構成されております。
なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

- ・普通出資 ①発行主体：富山県信用組合 ②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：1,215百万円
- ・非累積的永久優先出資 ①発行主体：富山県信用組合 ②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：3,065百万円

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しては、自己資本比率規制に対応した所要自己資本管理と内部管理としての統合的リスク管理で自己資本充実度の評価を行っております。

統合的リスク管理においては、計量化されたリスク量(市場リスク量等)が定められた各リスク限度の範囲内に収まっているか、さらに、一定の条件下で計測されたリスク量などを四半期毎にモニタリングして、自己資本が十分であるかどうかを評価する態勢になっております。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収益計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。

●信用リスクに関する事項

リスクの説明	信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。
管理方針・体制	当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、安全性・公共性・流動性・成長性・収益性の5原則に則した、厳格な審査基準に基づく審査を行うとともに、問題債権については融資実行後も定期的に信用状況の再評価を行うなど、日常管理の徹底にも留意しております。
評価・計測	当組合では、「資産自己査定実施規程」および「償却・引当規程」に基づいた適切な資産の自己査定を行い、貸出金等の資産内容の健全性を厳しくチェックし、回収ができないと見込まれる金額については全額引当処理し、資産内容の健全性に努めております。

●貸倒引当金の計算基準

貸倒引当金は、「資産自己査定実施規程」および「償却・引当規程」に基づき、一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金にあたる破綻懸念先は、担保・保証を除いた未保全額に対して個別債権ごとにキャッシュフローを控除した金額と貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じた金額を合算し算出しており、実質破綻先・破綻先は担保・保証を除いた未保全額の全額を算出しております。

●リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

- リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。
適格格付機関 株式会社格付投資情報センター (R & I) 株式会社日本格付研究所 (J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's) スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S & P)
- リスク・ウェイトの判定にあたり使用するカントリーリスク・スコアは、主に以下の通りです。

エクスポーチャー	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエクスポーチャー	日本貿易保険

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポーチャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポーチャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当組合では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」を適用しています。

適格金融資産担保取引とは、エクスポーチャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当組合では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公営企業等金融機関、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポーチャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っております。なお、主要な担保の種類は自組合預金です。

●派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

該当事項はありません。

●証券化エクスポーチャーに関する事項

該当事項はありません。

自己資本の充実の状況について

●オペレーショナル・リスクに関する事項

リスクの説明	オペレーショナル・リスクについては、主なものとして事務リスク・システムリスクが挙げられ、また、その他リスクとして法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスク等があります。事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことによるリスクをいい、システムリスクとは、コンピュータの不正使用、システムのダウンまたは誤作動等システムの不備、さらにデータ改ざん、情報漏洩等のリスクをいいます。また、その他リスクとしての法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク等についても、各リスクの発生を原因として、当組合が損害を被るリスクをいいます。
管理方針・体制	当組合では、事務リスクについて、検査部門による全店への総合検査を年1回実施するほか部分検査を実施するとともに、各営業店においても毎月店内検査の実施を義務付け、事故の未然防止に努めております。また、経営管理部事務管理課は、事務規定・各種マニュアルに基づき適切な事務指導を実施するとともに、経営管理部および関連部により事務処理の厳正化と事務ミスや不正を未然防止するための内部管理態勢の充実・強化を図っております。システムリスクについては、「システムリスク管理規程」に基づき、システムの安全稼働やセキュリティに万全を期して、障害等の発生を未然に防止するとともに、また発生した場合は、早期の回復、被害・影響の極小化を図ることで、損失を最小限に止めるよう努めております。その他リスクの管理体制についても、各リスク担当部署により必要なチェックおよび対策を講じるなど、各リスクごとの管理強化に努めております。
評価・計測	事務リスクについては、内部監査の実施結果および「事務ミス等報告書」の内容確認等を行うとともに、システムリスクについては、「システムリスク定期チェック票」に基づき関連部署で全店のシステムチェックを行い、問題・課題等を把握しております。また、チェック結果による営業店の現状を常勤会に報告しております。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法は、「標準的計測方法」を採用しております。

具体的には、以下の算式によりオペレーショナル・リスク相当額の算出を行っております。

事業規模指標 (BI) × 掛目 (12%) × 1 (内部損失乗数)

●出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要に関する事項

リスクの説明	株式・出資等については、金利・株価等の市場環境の変化や、株式保有先企業・出資先企業の業績悪化・破綻等により、当組合が保有する資産の価値が低下し損失を被るリスクがあります。
管理方針・体制	当組合では、余裕資金の運用と管理についての基準を定めた「余資運用規程」を基本規程とするとともに、株式等の有価証券の運用・管理については「市場リスク管理規程」「有価証券減損処理要領」の各規程に基づき、適正に運用・管理しております。なお、当該取引にかかる会計処理については、当組合が定めた各規程、および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い、適正に処理しております。
評価・計測	株式については、毎月末の市場価格を基に時価・評価損益を算出しALM委員会に報告するとともに、出資先の決算書等により経営状況の確認を行っております。

●金利リスクに関する事項

リスクの説明	金利リスクとは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、預金・貸出金・有価証券など）が、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響のことをいいます。
管理方針・体制	当組合では、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響については、定期的に評価・計測を行い、常勤会に報告のうえ適切な対応をとる体制としております。
評価・計測	一定の市場金利の変動（金利ショック）を想定した場合の銀行勘定の金利リスク量や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収支への影響度などについて、ALMシステムにより定期的な計測を行い、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

金利リスクの算定手法の概要

開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVEに関する事項

- ・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期 1.25年 ・流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期 5年
- ・コア預金（注）およびその前提は、金融庁が定める保守的な前提を用い、その金利改定の平均満期は2.5年としております。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提は、考慮していません。
- ・通貨については、1通貨円のみであり、それ以外の通貨は保有していません。
- ・スプレッドに関する前提は、考慮していません。 ・内部モデルは使用していません。

（注）コア預金：明確な金利改定期間がなく、預金者の要求によって随時払出される預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金のこと。

自己資本の充実の状況について

●自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円)

項目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	4,408	4,451
うち、出資金及び資本剰余金の額	4,843	4,280
うち、利益剰余金の額	△ 434	178
うち、外部流出予定額(△)	－	7
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	207	209
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	207	209
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	4,616	4,661
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	16	16
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	16	16
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	9	24
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	－	－
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る十パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	－	－
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関するものの額	－	－
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	－	－
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	26	41
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	4,589	4,620
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	42,866	43,884
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	－	－
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	－	－
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	－	－
勘定間の振替分	－	－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	2,097	2,728
信用リスク・アセット調整額	－	－
フロア調整額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	－
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	44,963	46,613
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	10.20%	9.91%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

自己資本の充実の状況について

●自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	42,866	1,714	43,884	1,755
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	42,866	1,714	43,883	1,755
(i) ソブリン向け	1,132	45	40	1
(ii) 金融機関向け	9,069	362	9,391	375
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			1,670	66
(iii) カバード・ボンド向け			-	-
(iv) 法人等向け	14,309	572	12,388	495
(v) 中小企業等・個人向け	6,329	253		
(vi) 中堅中小企業等・個人向け			6,732	269
トランザクター向け			-	-
(vii) 抵当権付住宅ローン	720	28		
(viii) 不動産取得等事業向け	8,842	353		
(ix) 不動産関連向け			8,421	336
自己居住用不動産等向け			659	26
賃貸用不動産向け			2,019	80
事業用不動産関連向け			5,742	229
その他不動産関連向け			-	-
ADC向け			-	-
(x) 劣後債権及びその他資本性証券等			-	-
(xi) 三月以上延滞等	161	6		
(xii) 延滞等向け			4,652	186
(xiii) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			11	0
(xiv) 信用保証協会等による保証付	-	-	945	37
(xv) 出資等	42	1		
出資等のエクスポージャー	42	1		
重要な出資のエクスポージャー	-	-		
(xvi) 株式等			42	1
(xvii) 重要な出資のエクスポージャー			-	-
(xviii) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他の外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	-	-	-	-
(xviii) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	397	15	397	15
(xix) その他	1,860	74	859	34
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-
④未決済取引	-	-	1	0
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
⑥CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額（簡便法）	-	-	-	-
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	2,097	83	2,728	109
BI			1,818	
BIC			218	
ハ. 単体総所要自己資本額（イ+ロ）	44,963	1,798	46,613	1,864

(注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

6. 「その他」とは、(i)～(ix)に区分されないエクスポージャーです。具体的には有形固定資産、無形固定資産、延滞税金資産が含まれます。

7. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

8. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています（令和5年度計数）。

＜オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法＞

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

9. 当組合は、標準的計測手法かつILMを「i」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（令和6年度計数）。

10. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

自己資本の充実の状況について

●信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く。）

(1)信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高（業種別および残存期間別）（単位：百万円）

エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三ヶ月以上 延滞 エクスポージャー	延滞等 エクスポージャー
			貸出金、コミットメントおよび その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ 取引			
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度		
地域区分	113,304	108,484	53,042	52,070	21,290	20,022	—	—	483	483
業種区分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
期間区分	113,304	108,484	53,042	52,070	21,290	20,022	—	—	483	483
国内	113,304	108,484	53,042	52,070	21,290	20,022	—	—	483	483
国外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	113,304	108,484	53,042	52,070	21,290	20,022	—	—	483	483
製造業	11,138	9,589	6,858	6,353	4,280	2,731	—	—	80	730
農業・林業	112	112	112	69	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、 砂利採取業	350	350	350	293	—	—	—	—	—	—
建設業	5,577	5,574	5,377	4,997	200	197	—	—	121	273
電気・ガス等	3,196	2,944	22	20	3,173	2,922	—	—	—	—
情報通信業	247	246	146	122	99	98	—	—	—	—
運輸業、郵便業	2,034	1,617	1,416	1,371	618	201	—	—	12	28
卸売業、小売業	4,228	3,918	3,622	3,577	606	296	—	—	87	120
金融業、保険業	45,273	42,447	6,375	6,376	7,063	5,995	—	—	—	—
不動産業	10,163	8,244	4,318	5,059	2,097	790	—	—	63	344
物品賃貸業	240	240	240	196	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・ 技術サービス業	420	420	420	472	—	—	—	—	—	—
宿泊業	742	742	742	749	—	—	—	—	39	2
飲食業	1,671	1,865	1,473	1,316	198	392	—	—	12	44
生活関連サービス 業、娯楽業	1,146	1,146	1,146	1,376	—	—	—	—	—	72
教育、学習支援業	—	—	—	6	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	202	202	202	179	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	3,989	3,989	3,989	4,260	—	—	—	—	22	90
その他の産業	114	114	114	137	—	—	—	—	—	—
国・地公体	10,341	13,786	7,388	6,921	2,952	6,397	—	—	—	—
個人	8,723	8,723	8,723	8,213	—	—	—	—	43	475
その他	3,386	2,204	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別合計	113,304	108,484	53,042	52,070	21,290	20,022	—	—	483	2,183
1年以下	38,050	37,485	6,938	6,938	3,207	902	—	—	—	—
1年超 3年以下	9,284	8,524	3,583	3,583	2,201	4,940	—	—	—	—
3年超 5年以下	10,790	8,056	5,695	5,695	5,095	2,360	—	—	—	—
5年超 7年以下	10,222	10,867	8,841	8,841	1,381	2,026	—	—	—	—
7年超 10年以下	14,469	12,180	10,211	10,211	4,257	1,968	—	—	—	—
10年超	22,685	25,361	17,538	17,538	5,147	7,823	—	—	—	—
期間の定めのないもの	4,445	3,849	233	233	—	—	—	—	—	—
その他	3,355	2,158	—	—	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	113,304	108,484	53,042	53,042	21,290	20,022	—	—	—	—

- (注) 1. 「貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部または一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産等の資産や宗教法人、社団等が含まれます。
5. 業種別残高は、リスク・アセット算出支援システムのデータに基づいて算出しております。

自己資本の充実の状況について

(2)一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	年 度	期首残高	当期増減	期末残高
一般貸倒引当金	令和5年度	116	91	207
	令和6年度	207	1	209
個別貸倒引当金	令和5年度	506	610	1,117
	令和6年度	1,117	△ 247	870
合 計	令和5年度	622	702	1,325
	令和6年度	1,325	△ 246	1,079

(3)業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

業種別	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		当期増減		期末残高		令和5年度	令和6年度
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度		
製造業	128	262	133	△ 58	262	203	—	20
農業・林業	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	84	255	171	△ 65	255	189	16	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	11	10	0	0	10	9	—	—
卸売業、小売業	110	166	56	△ 43	166	123	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	111	289	177	△ 25	289	263	0	7
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	—	8	8	△ 8	8	—	—	6
飲食業	9	31	21	△ 11	31	20	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	37	76	39	△ 31	76	44	—	7
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地公体	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	13	17	3	△ 2	17	14	18	2
合計	506	1,117	610	△ 247	1,117	870	35	44

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

自己資本の充実の状況について

(4)標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
令和6年度						
現金	1,092	—	1,092	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,401	—	3,401	—	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	100	—	100	—	—	0%
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	9,063	—	9,063	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	384	—	384	—	—	0%
我が国の政府関係機関向け	400	—	400	—	40	10%
地方三公社向け	11	—	11	—	—	0%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	40,986	—	40,986	—	9,391	23%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	5,036	—	5,036	—	1,670	33%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	17,989	1,162	17,636	—	12,388	70%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	10,640	19,832	9,945	5	6,732	68%
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	7,098	—	7,069	—	8,421	119%
自己居住用不動産等向け	1,920	—	1,894	—	659	35%
賃貸用不動産向け	1,346	—	1,346	—	2,019	150%
事業用不動産関連向け	3,832	—	3,828	—	5,742	150%
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	4,579	213	4,530	—	4,652	103%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	23	—	23	—	11	50%
取立未済手形	6	—	6	—	1	16%
信用保証協会等による保証付	9,500	0	9,482	0	945	10%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	42	—	42	—	42	100%
合計					42,626	

- (注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。
2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目 (%) のことです。
3. 「リスク・ウェイトの加重平均値 (%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

自己資本の充実の状況について

(5)標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)									
	0%	10%	20%	30%	35%	50%	75%	85%	100%	150%
	令和6年度									
現金	1,092	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,401	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	9,063	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	384	400	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	11	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	37,486	2,300	—	1,102	—	—	0	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	4,839	—	—	99	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	—	—	2,323	—	—	6,062	—	8,816	576	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	237	6	—	—	3,143	5,713	—	850	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	—	14	—	—	295	1,585	—	—	3,135	5,174
自己居住用不動産等向け	—	14	—	—	295	1,585	—	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,346
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	3,135	3,828
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	—	93	0	—	—	221	—	—	444	634
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	23	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	5	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	25	9,458	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	42	—
合計	14,099	10,204	39,822	2,300	295	12,138	5,713	8,816	5,049	5,808

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。

自己資本の充実の状況について

(6) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分 (%)	エクスポージャーの額		告示で定める リスク・ウェイト 区分 (%)	令和6年度			
	令和5年度			CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCFの加重 平均値 (%)	資産の額及び与 信相当額の合計 額 (CCF・信用 リスク削減効果 適用後)
	格付有	格付無		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
0%	2,137	10,859					
10%	815	11,160					
20%	7,768	36,712	40%未満	66,748	0	100	66,701
35%	—	348	40%~70%	12,138	0		12,138
40%	—	500	75%	6,346	19,698		5,713
50%	13,117	2,789	80%				
70%	—	—	85%	9,170	1,162		8,816
75%	—	6,510	90%~100%	5,102	225		5,049
100%	1,250	19,248	105%~130%				
120%	—	—	150%	5,860	122		5,808
150%	—	64	250%				
250%	—	20	400%				
1250%	—	—	1,250%				
その他	—	—	その他				
合計	25,088	88,216	合計	105,368	21,209		

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

●信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポート フォリオ	信用リスク削減 手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		1,232	1,144	6,126	5,243	—	—

- (注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。
 2. 上記「保証」には、告示（平成18年金融庁告示第22条）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社企業再生支援機構により保証されたエクスポージャー）を含みません。

自己資本の充実の状況について

●派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項はありません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項はありません。

●出資等エクスポージャーに関する事項

(1)貸借対照表計上額および時価等

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	—	—	—	—
非上場株式等	440	—	440	—
合計	440	—	440	—

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー（いわゆるファンド）のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等を含めて記載しております。

(2)出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
売却益	—	—
売却損	—	—
償却	—	—

(3)貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
評価損益	—	—

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

(4)貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

該当事項はありません。

(注) 「貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式および関連会社の評価損益です。

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当事項はありません。

●金利リスクに関する事項

IRRBB 1：金利リスク

(単位：百万円)

項番		△EVE（経済価値の変動）		△NII（期間収益の変動）	
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
1	上方パラレルシフト	1,047	1,208	108	3
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティーブ化	918	1,174		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	1,047	1,208	108	3
		令和5年度		令和6年度	
8	自己資本の額	4,589		4,620	

(注1) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

(注2) 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号（平成31年2月18日）による改正により、2020年3月末から△NIIを開示することとなりました。

キャッシュカードを安全にご利用いただくために

偽造・盗難キャッシュカードによる被害に遭わないための注意点



◎第三者に暗証番号を知らせたり、キャッシュカードを渡したりしないでください。

◎信用組合の職員や警察官等がATMコーナーや電話等で暗証番号を聞くことはありません。ご不審な場合は、お取引店へご照会ください。

◎暗証番号をキャッシュカードに記載しないでください。また、容易に認知できるような形で暗証番号を記載したメモや暗証番号が類推される書類等を、キャッシュカードと一緒に携行・保管しないでください。



◎暗証番号をロッカー、貴重品ボックス等の金融機関の取引以外で使用しないでください。

◎キャッシュカードを自動車内等の他人の目につきやすい場所に放置しないでください。

◎キャッシュカードも通帳や印鑑と同様に、大切なものですので、厳重な管理をお願いします。また、長時間お手元からお離しにならないようにしてください。



◎ATMをご利用の際は、のぞき見されないようにしてください。

◎ATMのご利用明細書をむやみに捨てないでください。



◎通帳の記帳をできるだけ頻繁に行い、不審な取引の有無をご確認ください。

◎他の金融機関のキャッシュカードで偽造・盗難の被害に遭われた際には、当組合のキャッシュカードについても被害の有無をご確認ください。なお、当組合のキャッシュカードに被害がない場合でも暗証番号を変更されることをお勧めします。

◎キャッシュカードとカードローンカードの暗証番号は異なるものを使用することをお勧めします。

◎キャッシュカードの盗難等に気付いた際は、すみやかに当組合本支店にご連絡ください。

詳しくは、
店頭窓口のパンフレットを
ご覧ください。



法定開示項目記載頁一覧

ごあいさつ	2		
【概況・組織】		【資金調達】	
経営理念	1	* 預金項目別平均残高	28
* 事業の組織（組織図）	16	* 定期預金の金利区分別残高	28
* 役員の状況（理事及び監事の氏名及び役職名）	16	預金者別預金残高	28
* 会計監査人の名称	16	財形貯蓄残高	28
* 店舗一覧（事務所の名称・所在地）	17	職員1人当りおよび1店舗当りの預金残高	28
自動機器設置状況（キャッシュコーナー）	17	【資金運用】	
営業地域一覧	18	* 貸出金科目別平均残高	28
出資金および組合員数	16	* 貸出金の金利区分別残高	28
		* 貸出金使途別残高	28
【事業の内容】		* 貸出金業種別残高および構成比	28
* 営業のご案内	19～21	職員1人当りおよび1店舗当り貸出金残高	28
		消費者ローン・住宅ローン残高	28
【経営内容】		* 貸出金担保の種類別残高	28
* 令和4年度事業概要	3	* 協金法開示債権（リスク管理債権）及び	
* 経常収益	4	金融再生法開示債権の保全・引当状況	29
業務純益（損失）	4	* 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高	
* 経常利益（損失）	4	および期中の増減額	36
* 当期純利益（損失）	4	* 貸出金償却額	29
* 預金積金残高	4	代理貸付残高の内訳	30
* 貸出金残高	4	* 債務保証見返担保別残高	30
* 有価証券残高	4	* 有価証券種類別平均残高	30
* 総資産額	4	* 有価証券種類別・残存期間別残高	30
* 純資産額	4	* 商品有価証券種類別平均残高	30
* 自己資本比率	4	【経営管理態勢】	
* 出資総額、出資総口数	4	* 法令等遵守について	8
* 出資配当金	4	顧客保護等について	8
出資金に対する配当率	4	適切な勧誘・募集について	7
* 職員数	4	個人情報保護について	9
* 法定監査の状況	4	* 苦情処理措置・紛争解決措置の内容	10～11
代表理事による財務諸表の適正性・有効性の確認	4	* リスク管理について	11
* 貸借対照表	23	【その他の業務】	
* 損益計算書	24	内国為替取扱実績	30
* 剰余金処分計算書・損失処理	24	外国為替取扱高	30
* 業務粗利益および業務純益等	27	国債窓販実績	30
* 資金運用収支、役務取引等収支および		手数料一覧	21
その他業務収支	27	【その他】	
* 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、		当組合のあゆみ	18
利息、利回り及び資金利鞘	27	総代会制度について	12～15
* 自己資本の充実の状況について（自己資本比率明細）	33	報酬体系について	14
* 自己資本比率規制に関する事項	31～40	【地域貢献に関する事項】	
* 受取利息および支払利息の増減	27	地域貢献	5～6
経費の内訳	27	地域密着型金融の取組み状況	5～6
* 総資産経常利益率	27	経営者保証ガイドラインの取組み	7
* 総資産当期純利益率	27		
* 預貸率（期末・期中平均）	27		
* 預証率（期末・期中平均）	27		
* 有価証券の時価等情報	30		
* 金銭信託、デリバティブ等商品	30		

* 印は、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」および「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」で規定されております法定開示項目です。



けんしんのマークは富山県を基本形に青海波を図案化し、地域、社会、組合員、けんしんが一体となって拡大発展することへの願いをこめております。